

指宿市 男女共同参画 基本計画



一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが安心して快適に暮らすことができるまち

平成20年3月

指宿市

男女共同参画社会の形成は、人権と環境の世紀である21世紀の社会の基盤となる最も重要な課題です。人権尊重を基盤とするこの取組は、国・地域を問わず共通の課題であり、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市は、男女共同参画社会基本法の「男女の人権の尊重」の理念に基づき、男女共同参画社会の形成を一人ひとりが暮らしやすいまちづくりに向けた市政の重点方針として位置づけています。

男女共同参画社会基本法

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

「男女の人権の尊重」

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。」男女共同参画社会の形成に向けた取組の基盤となる理念です。

(男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」)

はじめに



一人ひとりのより良い暮らしづくりのためには、誰もがその人権を尊重されることが重要な要素であります。また、社会・経済環境は大きく変化し、今の時代ほど、地方自治の力量が問われ、その役割と責務の大なることはありません。この変化に柔軟かつ弾力的に対応し、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることが求められています。

その基盤として、一人ひとりの人権が尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

このような認識のもと、市では男女共同参画社会の実現を市政の重点方針ととらえ、第一次総合振興計画の「重点戦略」に位置づけています。

そこで、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちをめざし、男女共同参画社会の形成の推進に向けて全庁的に施策を推進するために、この計画を策定しました。「意識づくり」「暮らしの質の向上」「地域力の向上」を基本目標とし、10の重点課題に基づいて、一人ひとりの多様なあり方を尊重する男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。

一人ひとりのより良い暮らしをめざす男女共同参画社会の形成の推進に向けて、市民と行政がともに進むために、市民の皆様並びに関係機関のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、貴重な提言をまとめていただいた指宿市男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、意識調査やグループインタビュー、パブリック・コメント等を通じてご協力いただいた皆様、その他関係機関の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成20年3月

指宿市長 田原迫 要

指宿市男女共同参画基本計画書

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 計画策定の背景

- 1 世界のうごき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 日本のうごき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 鹿児島県のうごき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 指宿市のうごき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 社会・経済環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 計画の内容

- 基本目標1 「意識づくり」・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 重点課題1 「男女共同参画社会」についての理解の浸透をはかる教育・学習環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 重点課題2 市民的広がりをもった広報・啓発の推進・・・・・・・・ 38
- 基本目標2 「暮らしの質の向上」・・・・・・・・・・・・ 42
 - 重点課題1 一人ひとりの尊厳を守る「性」の尊重・・・・・・・・ 44
 - 重点課題2 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶・・・・ 48
 - 重点課題3 多様なニーズに対応し、社会で支える子育て環境の整備 54
 - 重点課題4 多様な生活形態に対応できる生活の安定と自立を支える環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
 - 重点課題5 高齢期の安定した地域生活を支える環境の整備・・・・ 66
 - 重点課題6 「仕事と生活の調和」の多様なあり方を支える就業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
 - 重点課題7 農林漁業・商工自営業等に従事する女性の就業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 基本目標3 「地域力の向上」・・・・・・・・・・・・ 83
 - 重点課題1 多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第5章 計画の推進

- | | |
|------------|----|
| 1 推進体制の整備 | 93 |
| 2 施策の総合的推進 | 94 |

参考資料

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 男女共同参画社会基本法 | 97 |
| 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋） | 101 |
| 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 | 106 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | 111 |
| 鹿児島県男女共同参画推進条例 | 119 |
| 指宿市の男女共同参画基本計画の策定に向けた提言書 | 122 |
| 指宿市男女共同参画推進懇話会設置要綱 | 125 |
| 指宿市男女共同参画推進会議設置規程 | 126 |
| 指宿市男女共同参画基本計画策定作業部会設置規程 | 128 |
| 男女共同参画基本計画策定に尽力いただいた方々 | 129 |



第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市も、社会・経済環境の大きな変化を背景に地方分権の時代を迎えています。この変化に伴い、多様化・高度化する諸課題に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取組が喫緊の課題です。

これまでも旧指宿市において、男女共同参画社会基本法の趣旨をふまえた「指宿市男女共同参画基本計画」(平成16年度)を策定し、取組を進めてきました。このたび、平成18年1月の合併による状況の変化や国の新たな男女共同参画基本計画(第2次)に対応した新たな計画を策定することとしました。

本市において男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画政策がより一層、市民と行政が一体となった取組として展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に推進するための指針となる「指宿市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年6月公布・施行)の趣旨を踏まえて策定しました。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び鹿児島県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月閣議決定)を上位計画とし、指宿市総合振興計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (4) この計画は、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するために、平成18年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、指宿市男女共同参画推進懇話会からの提言などを踏まえて策定しました。

3 計画の期間

基本計画の期間は、平成20年度を初年度とする平成27年度までの8年間とし、実施事業については4年間を一区切りとして見直します。

その他、内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



第2章

計画策定の背景

1 世界のうごき

「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和 21(1946)年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、昭和 23(1948)年に、すべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)が、昭和 42(1967)年に、実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

「国際女性年」と「国連女性の十年」

昭和 50(1975)年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年の「国連女性の十年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。

「女性差別撤廃条約」

昭和 54(1979)年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言にもとづいて、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務づけた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

「国連女性の十年」の総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の十年」の最終年である昭和 60(1985)年には、ナイロビで「国連女性の十年最終年世界会議(第3回世界会議)」が開催され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は孤立した個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

20世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。平成 5(1993)年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的人権である」と明記されました。女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成 6(1994)年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」が人権の一部であると確認されました。

「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成 7(1995)年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦 2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示されました。また、各国に国内行動計画の策定が求められました。

「女性2000年会議」と「北京+10」

平成12(2000)年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17(2005)年、「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性2000年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10(プラステン)」世界閣僚級会合が開催されました。

2 日本のうごき

「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、昭和50(1975)年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和52(1977)年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和61(1986)年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和55(1980)年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和59(1984)年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

昭和62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

平成3(1991)年には、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画型社会の形成」を目指すこととしました。

「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成6(1994)年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」

平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果をふまえ、男女共同参画社会に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」をふまえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」

平成 11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的としています。

「男女共同参画基本計画」

平成 12(2000)年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果をふまえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

「内閣府男女共同参画局」

平成 13(2001)年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

「配偶者暴力防止法」

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後 3 年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成 19(2007)年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また平成 16(2004)年には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針が策定されました。

「男女共同参画基本計画」(第二次)

平成 17(2005)年には、「男女共同参画基本計画」による取組を評価・総括し、第二次「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

3 鹿児島県のうごき

「青少年婦人課」「婦人行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和 54(1979)年、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

「婦人対策基本計画」

昭和 56(1981)年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和 60(1985)年の「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。

「鹿児島女性プラン21」

平成2(1990)年の「鹿児島総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成11(1999)年に、国の「男女共同参画2000年プラン」をふまえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成13(2001)年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定されました。

「鹿児島県男女共同参画センター」

平成15(2003)年に「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関するうごきとして、平成17(2005)年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

4 指宿市のうごき

旧指宿市において、男女共同参画社会基本法の趣旨をふまえた「指宿市男女共同参画基本計画」(平成16年度)を策定し、取組を進めてきました。

平成18年1月の合併により、男女共同参画社会づくりの専任係として、企画財政部企画課に男女共同参画推進係を設置しました。さらに、同年、新市において、市民とともに、また庁内横断的に男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために、市民による「指宿市男女共同参画推進懇話会」と、市民福祉担当副市長を会長とし、まちづくり担当副市長、教育長及び全部長・支所長を委員とする「指宿市男女共同参画推進会議」を設置しました。

平成18(2006)年9月に、男女共同参画社会について市の実態を把握するために「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施しました。この調査結果は今回の計画策定の基礎資料となっています。

なお、第一次指宿市総合振興計画において、計画の重点方針(重点戦略)のひとつとして「男女共同参画の視点に立ったまちづくり」を示し、より一層庁内横断的に総合的に施策を推進することとしています。

国際女性年以降の国内外のうごき

		国連のうごき	日本のうごき
1975(昭和50)年		国際女性年(目標: 平等・開発・平和) 国際女性年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
国際女性年 の十年 1976 ↓ 1985	1977(昭和52)年		「国内行動計画」策定
	1979(昭和54)年	国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択	
	1980(昭和55)年	国連女性の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連女性の十年後半期行動プログラム」採択	
	1981(昭和56)年		「国内行動計画後期重点目標」策定
	1985(昭和60)年	国連女性の十年最終年世界会議(ナイロビ)「ナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女性差別撤廃条約」批准
1986(昭和61)年		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(昭和62)年		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1990(平成2)年	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(平成3)年		「育児休業法」公布	
1993(平成5)年	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 世界人権会議(ウィーン)		
1994(平成6)年	国際・人口開発会議(カイロ)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
1995(平成7)年	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言」と「行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	
1996(平成8)年		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997(平成9)年		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布, 施行 「食料・農業・農村基本法」公布, 施行	
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	
2001(平成13)年		男女共同参画会議設置, 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間	
2002(平成14)年		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	
2004(平成16)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定	
2005(平成17)年	「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006(平成18)年		「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	
2007(平成19)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「男女雇用機会均等法」改正	

5 社会・経済環境の変化

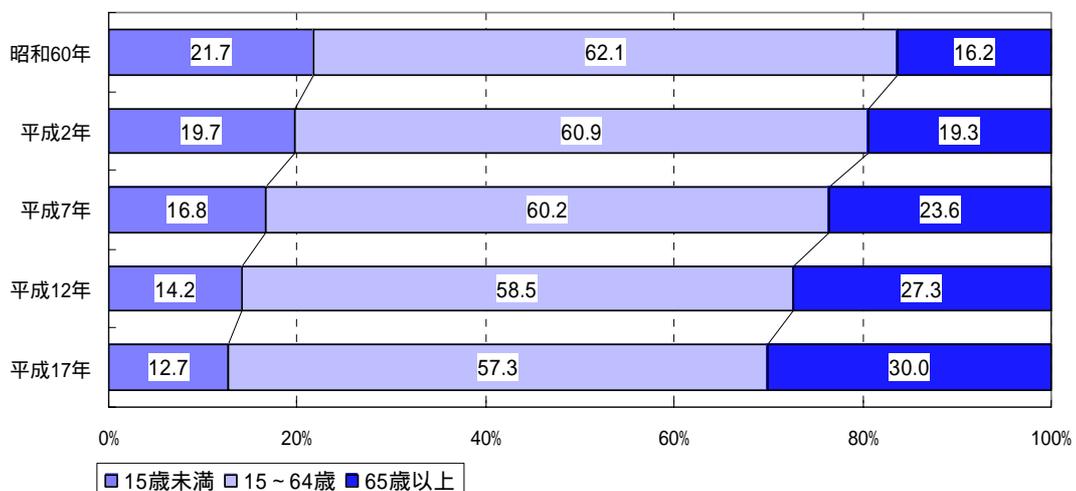
(1) 人口減少，少子高齢社会の進展

本市の総人口は，平成 12 年 48,750 人，平成 17 年 46,822 人，平成 19 年 45,533 人と減少しています。年齢 3 区分別人口を見ると，65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は，平成 12 年 27.3%，平成 17 年 30.0%と年々上昇し，平成 18 年 10 月 1 日現在で 30.7%です。平成 18 年 10 月 1 日現在の鹿児島県の高齢化率は 25.3%で，本市は県全体よりも早いペースで高齢化が進んでおり，市民の 3 人に 1 人が高齢者となっています。また，高齢者の単独世帯も増えており，平成 17 年では単独世帯の 55.0%が 65 歳以上となっています。また，単独世帯の 44.7%は 65 歳以上の女性です。

また，鹿児島県の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む平均子ども数）の状況は，平成 18 年は 1.51 で全国の 1.32 よりも上回ってはいますが低く推移しています。

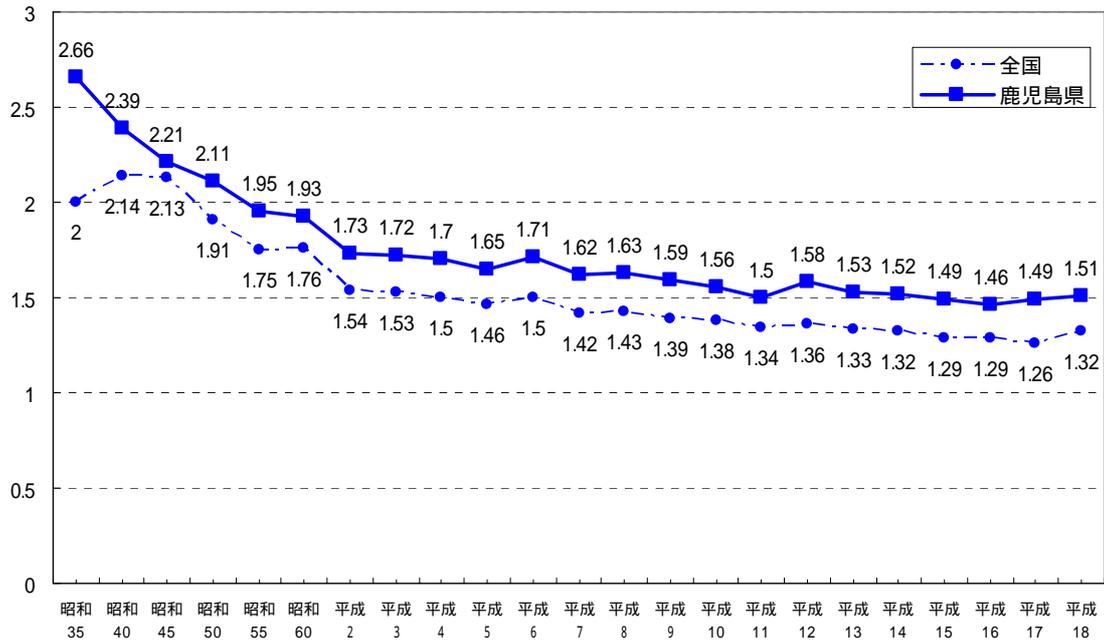
人口減少，少子高齢社会が進展する中で，労働力人口の減少や社会的扶養に関する負担の増大など，社会活力の低下をもたらすことが懸念されています。そのため，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

年齢 3 区分別人口の推移（指宿市）



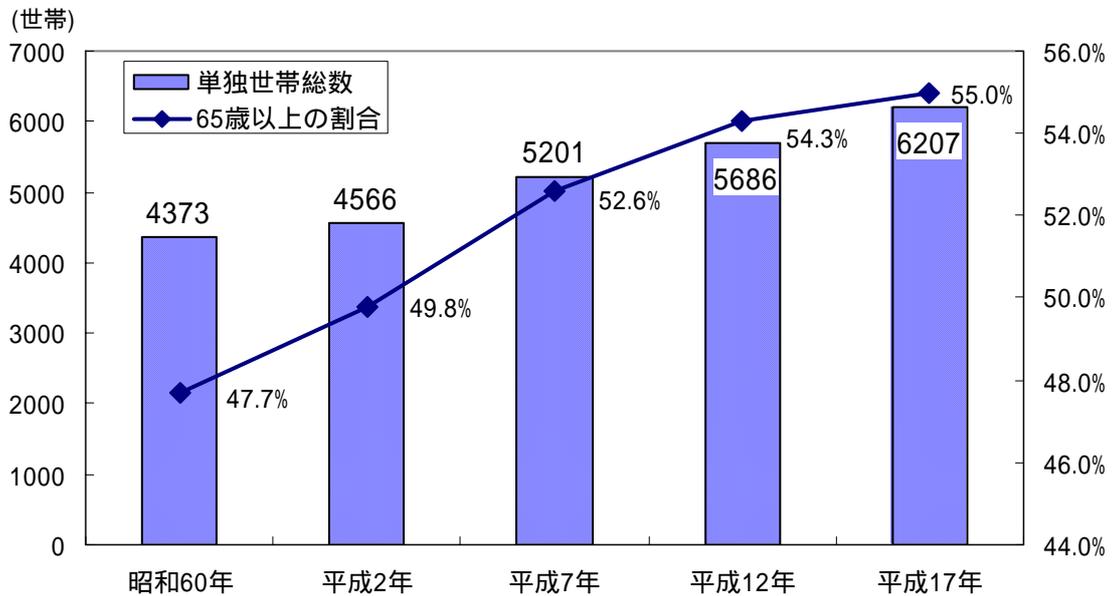
資料：国勢調査

合計特殊出生率 の推移（国・鹿児島県）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」，厚生労働省「人口動態統計」

単独世帯のうち65歳以上の高齢者が占める割合の推移（指宿市）



資料：国勢調査

合計特殊出生率
 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子ども数に相当する。(人口動態統計調査)(都道府県別は5歳階級で算出)

(2) 就業構造の状況

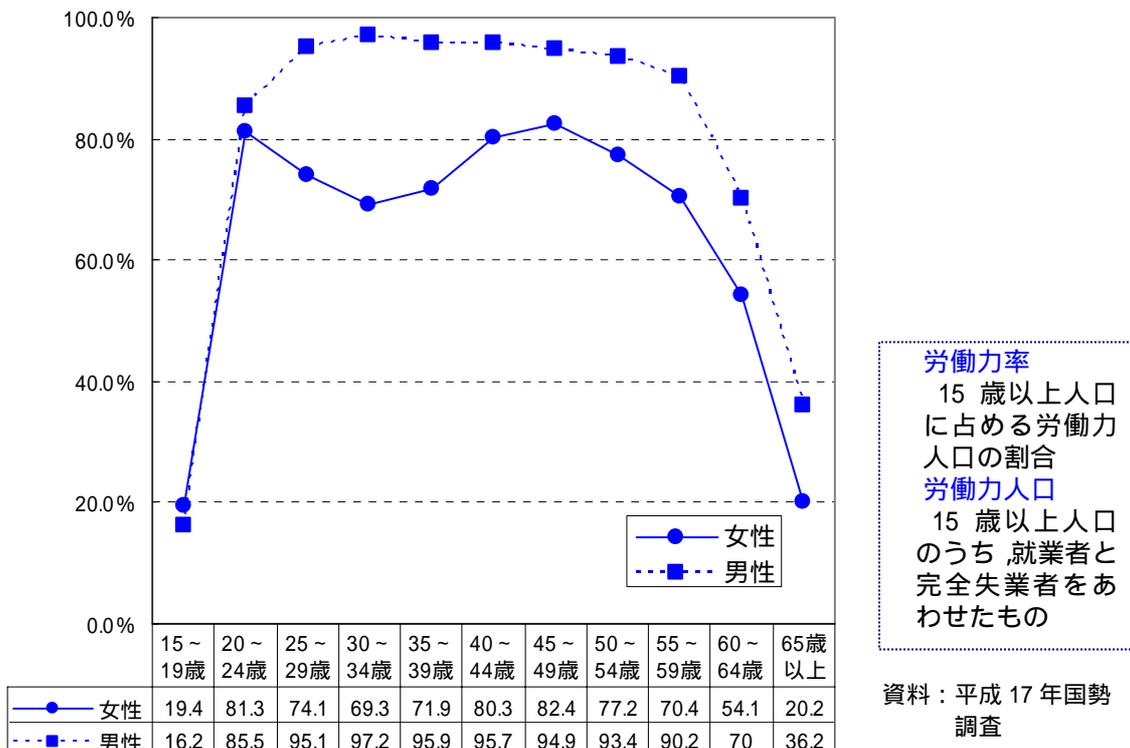
年齢別の労働力率を男女別に見ると、下図のようになります。男性は20歳代から50歳代までほぼ同様の割合の人が働いており、グラフは台形になります。一方で、女性は20歳代後半から30歳代前半にかけて働く人の割合が減少し、40歳代前半にかけて徐々に増加するM字型の曲線になります。これは、女性の働き方における日本の特徴と言われる「一時就業中断型」を示すものです。本市も同様の状況です。

市民意識調査によると、30歳代男女の仕事に就いている理由については、「生計を維持する」では女性69.6%、男性96.6%と、男性の方が多く、「家計の足しにする」では女性39.1%、男性27.6%と、女性の方が多くなっています。

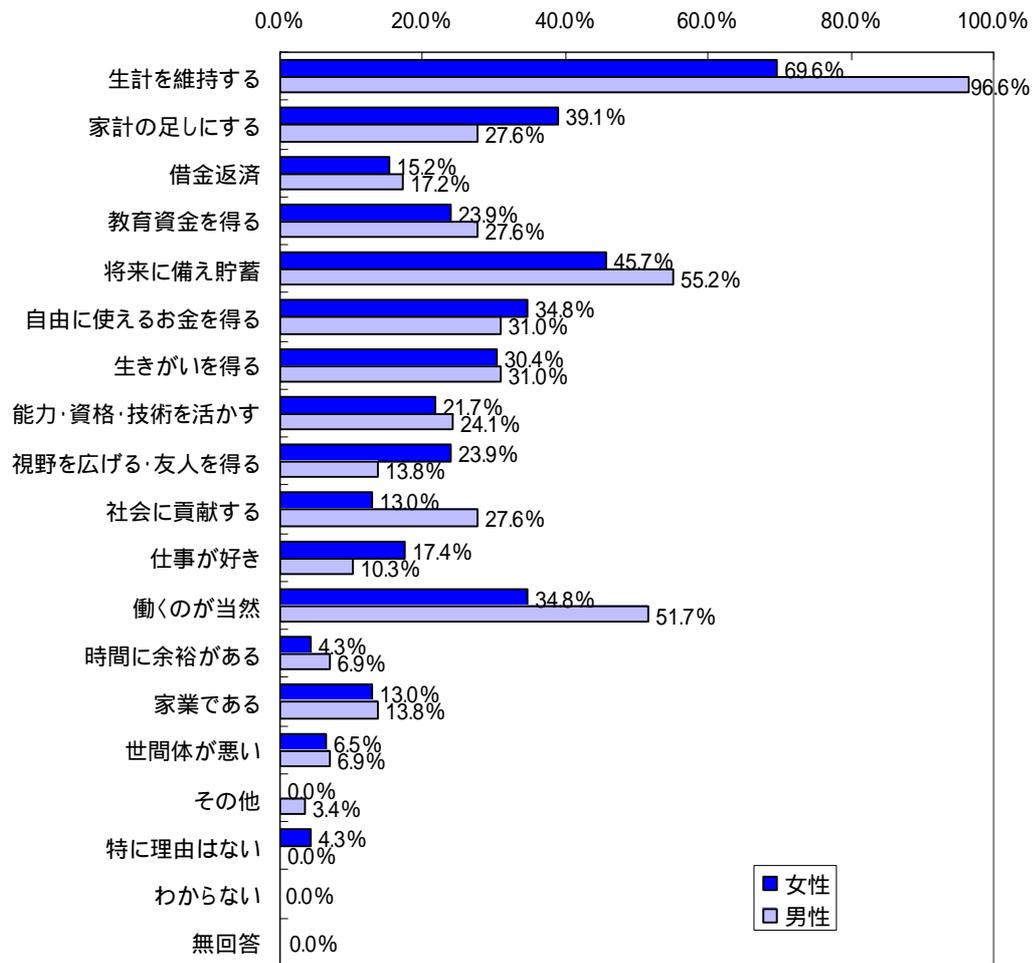
また、家庭の事柄の役割分担について、30歳代の状況を見ると、「家事」「育児」ともに「妻」と回答している割合が多くなっています。結婚や出産・育児などが男性よりも女性の働き方に大きく影響することがうかがえます。

人口減少、少子高齢社会が進展し、女性や高齢者の労働市場への参入の期待が高まる中で、女性にとっても、男性にとっても多様な働き方の選択が可能で、就労を望む人が安心して働き続けられる環境の整備が求められています。また、選択した職業生活において性別や年齢によって差別されることなく、誰もが働きやすい就業環境の整備を進めることも必要です。

5歳階級別労働力率（指宿市）

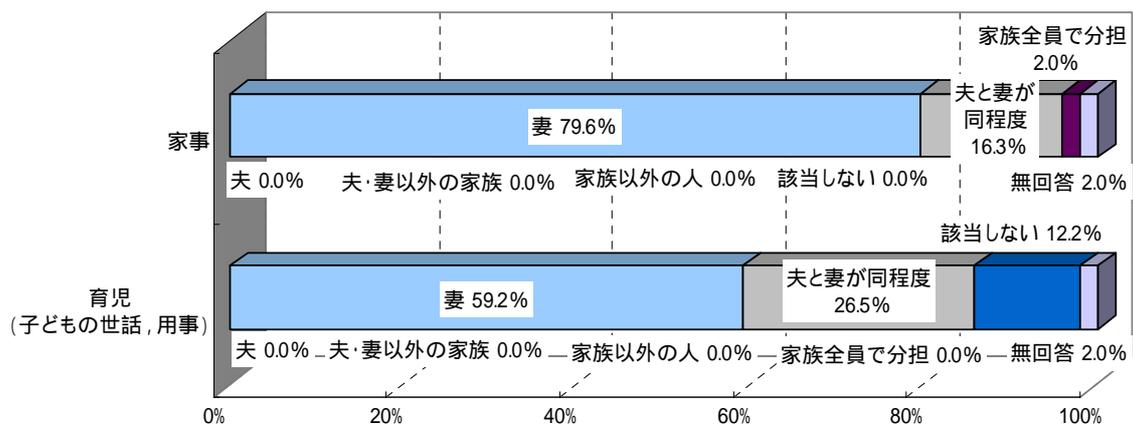


仕事に就いている理由（30歳代 指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

家庭内の事柄の役割分担について（30歳代 指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

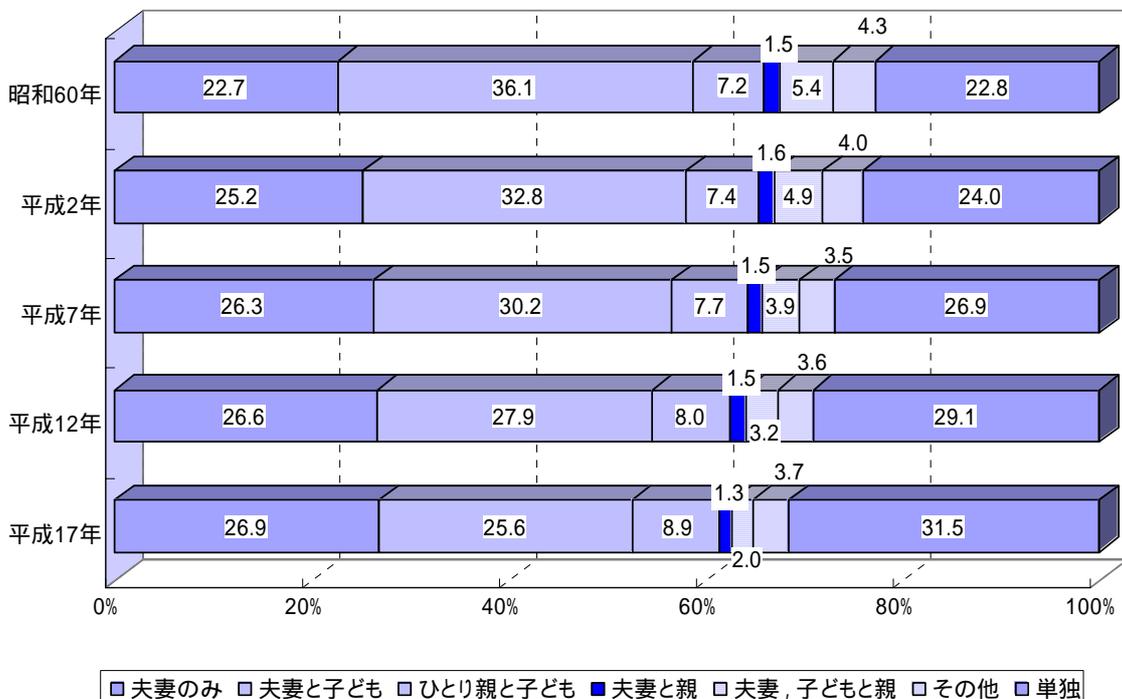
(3) 家族形態・生活形態の多様化

本市における世帯の家族類型別の割合を見ると、「夫妻と子ども」の世帯は減少傾向にあります。「夫妻のみ」と「ひとり親と子ども」「単独」の世帯は増加傾向にあります。なかでも、「単独」世帯は市の世帯の約3分の1となっています。このように、市においても家族形態の多様化が顕著になってきており、それによって生活形態の多様化が進んでいます。

また、夫妻の働き方を見ると、夫妻がいる一般世帯のうち、「夫妻とも働いている」52.3%、「夫のみ働いている」20.7%、「妻のみ働いている」5.3%、「夫妻とも働いていない」21.6%となっています。これまで、様々な制度は「働く夫、専業主婦の妻、子どもが2人」という家族をモデルとしてきましたが、現実には、暮らしは多様化しています。

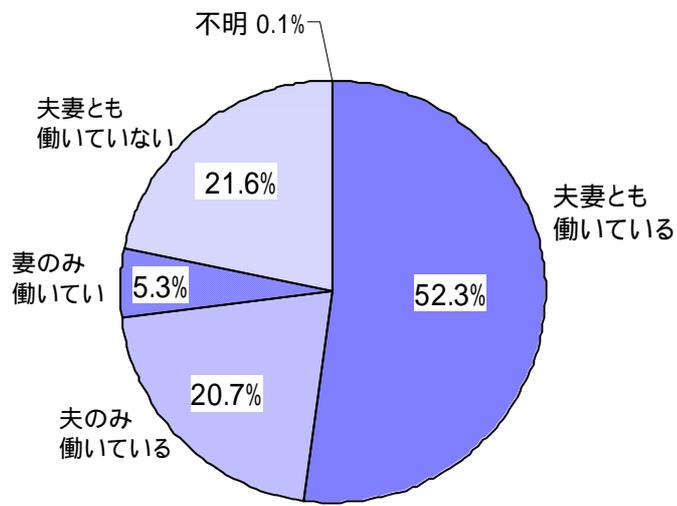
このような現状を踏まえて、家族形態・生活形態の多様化に配慮した各種施策の実施に努め、一人ひとりの暮らしの質の向上をめざす環境の整備を進める必要があります。

世帯の家族類型別割合の推移（指宿市）



資料：国勢調査

夫妻の働き方の状況（指宿市）



資料：平成 17 年国勢調査



参考資料等

- 『国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けた男女平等，開発および平和」(非公式
訳)』 2000 年 国際連合広報センター
- 「世界人権会議 ウィーン宣言及び行動計画」 国際連合広報センターホームページ
- 「1981 年の家族的責任を有する労働者条約(第 156 号)」ILO 駐日事務所ホームページ
- 「国連特別総会「女性 2000 年会議」概要と評価」 外務省ホームページ
- 「第 49 回国連婦人の地委員会(「北京 + 10 ハイレベル会合)概要と評価」
外務省ホームページ
- 「国内行動計画(2000 年プラン)」 内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「男女共同参画白書」(平成 13 年版) 2001 年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成 17 年版) 2005 年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成 18 年版) 2006 年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成 19 年版) 2007 年 内閣府
- 「男女共同参画基本計画」 2000 年 内閣府男女共同参画局
- 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」 2005 年 内閣府男女共同参画局
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」
2004 年 内閣府男女共同参画局
- 「用語集」 内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「人口動態統計月報年計(概数)の概況(平成 18 年)」 厚生労働省
- 「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」
2006 年 鹿児島県環境生活部青少年男女共同参画課
- 「鹿児島県年齢別推計人口調査結果(平成 18 年 10 月 1 日現在)」 鹿児島県企画部統計課
- 「指宿市男女共同参画基本計画書」 2005 年 旧指宿市総務部企画課
- 昭和 60 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 2 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 7 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 12 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 17 年国勢調査結果 総務省統計局
- 「逐条解説 男女共同参画社会基本法」 2004 年 ぎょうせい



第3章

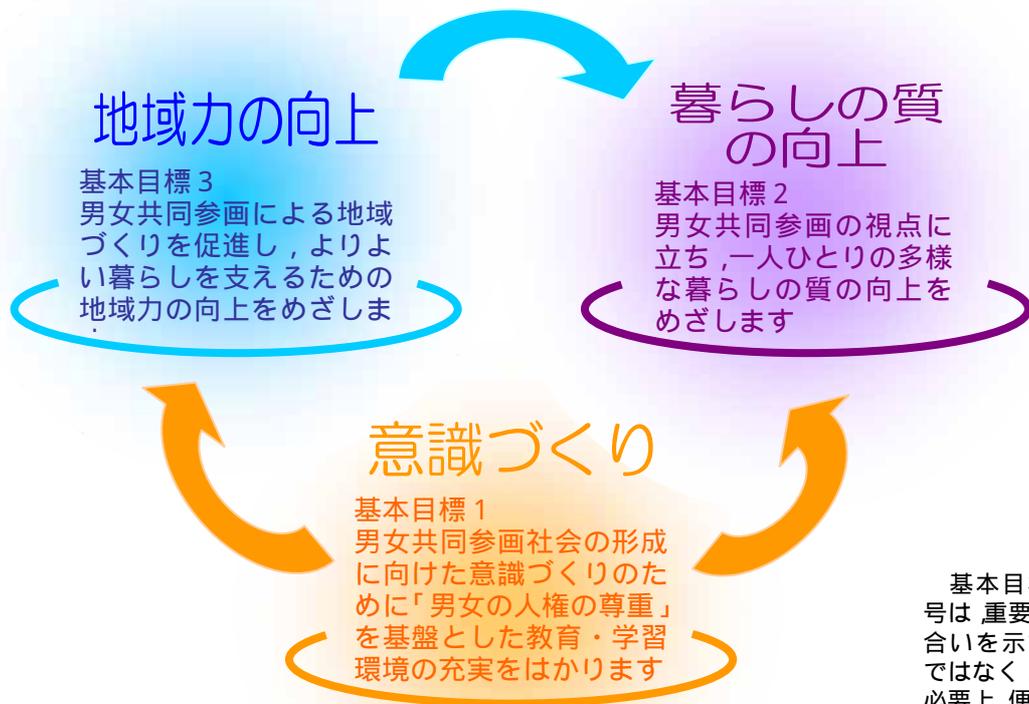
計画の基本的考え方

男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが安心して快適に暮らすことができるまち



男女共同参画社会の形成の推進 ⇔ 一人ひとりのより良い暮らしづくり



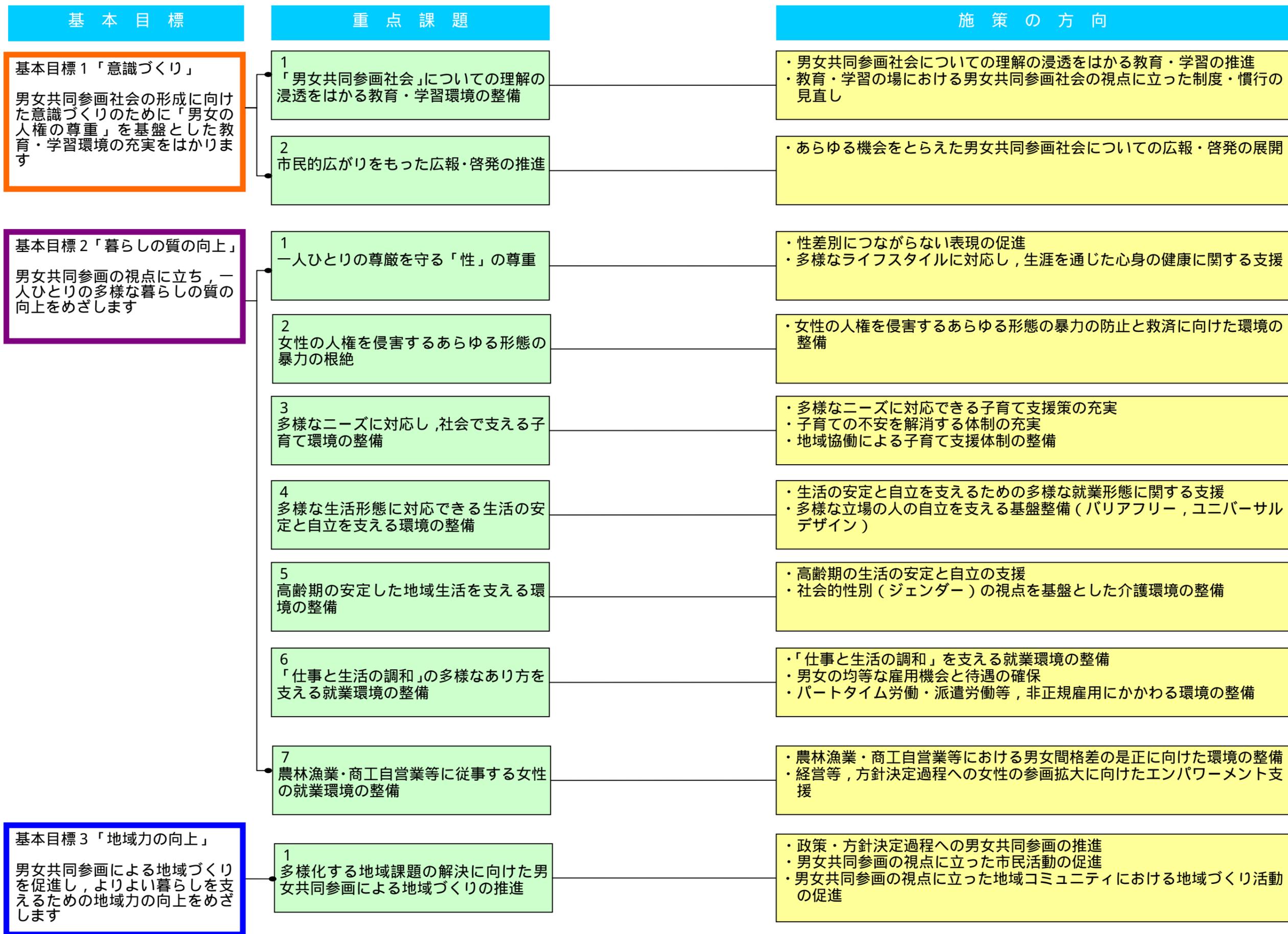
基本目標の番号は、重要性の度合いを示すものではなく、表現の必要上、便宜的につけているものです。

めざす姿

一人ひとりのより良い暮らしづくりのためには、誰もがその人権を尊重されることが重要な要素であり、一人ひとりの人権が尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

このような認識のもと、本市では男女共同参画社会の実現を、市政における重点方針と位置づけ、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」をめざし、男女共同参画社会の形成の推進に関する全庁的な施策の推進を図るために、本計画を策定しました。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らしていけるよう努めます





第4章

計画の内容

基本 目標

1

男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりのために
「男女の人権の尊重」を基盤とした教育・学習環境の充実を
はかります

<基本的な考え方>

一人ひとりの人権の尊重については、いかなる社会・経済環境の下にあっても、基本的人権に関わる問題としてたゆまぬ努力が求められています。それと同時に、急速な社会・経済環境の変化に対応し、地域生活者一人ひとりの実感に根ざしたより良い暮らしづくりに向けて、性別や年齢、家族形態や生活形態などの多様性に配慮した市政や地域の運営が求められています。

このような中、一人ひとりが「個」として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会についての理解を深める意識づくりは重要な課題です。

本市においても男女共同参画社会の形成に向けた啓発や情報提供を行ってきました。しかし、私たちの暮らしの中で、男女共同参画社会の形成は「男女の人権の尊重」を旨として行われるものであるという理解が深まっているとは言えず、依然として性別に起因する偏見や差別も根強く存在しています。

このような現状をふまえ、男女共同参画社会に対する理解を深めるために、「男女の人権の尊重」を基盤とした教育・学習環境の充実をはかります。

重点 課題

- 1 「男女共同参画社会」についての理解の浸透をはかる教育・学習環境の整備
- 2 市民的広がりをもった広報・啓発の推進

地域生活者

地域で継続的に、また将来を見据えた視点をもって生活するという立場からみた人のこと。コミュニティに関わる責任と権利を有するが、地域生活に関わるサービスの受け手であるばかりでなく、それを提供する側に立つこと（共同生産）も期待される。

「男女の人権の尊重」（男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」）

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。」男女共同参画社会の形成に向けた取組の基盤となる理念です。

<現状と課題>

私たち一人ひとりの意識や価値観に内面化されている社会的性別（ジェンダー）によって、性別に起因する偏見や差別が根強く存在しています。これらの意識や価値観は、本来、多様なあり方が尊重されるべき一人ひとりの生き方の選択を阻む要因ともなっています。

本市が実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、学校教育における男女平等意識の醸成の妨げになる事由については、半数程度が『「男らしく」「女らしく」ふるまうように言うこと』、約4割が『性別により進路指導をすること』を挙げています。

多様な生き方の選択が可能であるためには、「男女の人権の尊重」を基盤とした自立の意識を育むことが大変重要です。その中で学校・家庭・地域における教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

そのため、学校・家庭・地域におけるあらゆる機会をとらえて、年齢や性別にかかわらず生涯にわたり「男女の人権の尊重」を基盤とした教育・学習機会を提供するとともに、子どもたちの意識や価値観の形成に深く関わる学校・家庭・地域等における制度や慣行についても男女共同参画の視点に立った見直しに努めます。

施策の方向（1）男女共同参画社会についての理解の浸透をはかる教育・学習の推進

具体的施策

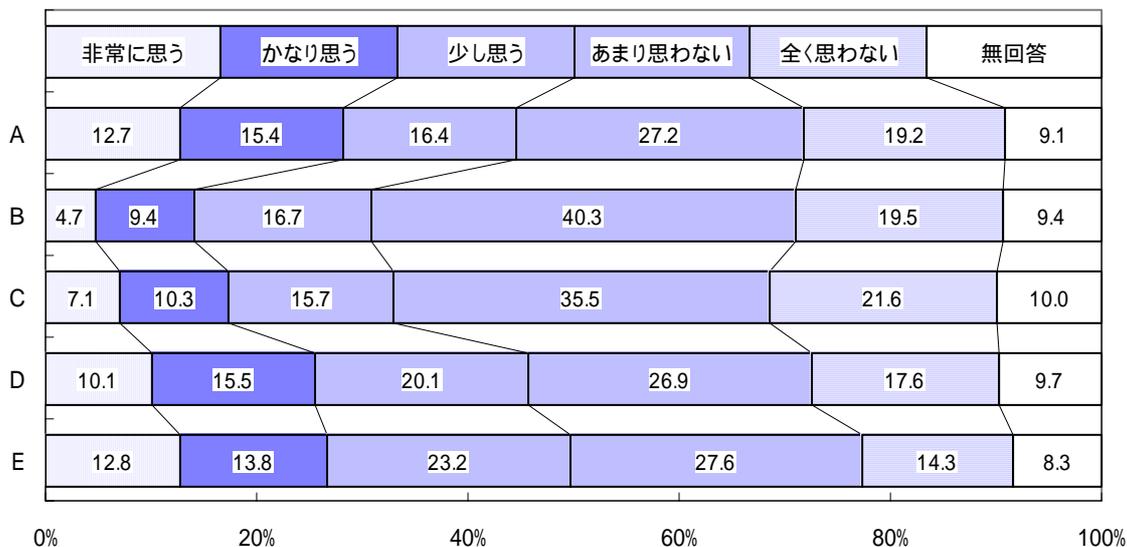
- 1 幼児教育・学校教育における社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした男女平等教育の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実
- 3 人権に関する教育・学習プログラムの調査・研究
- 4 人権に関する教育・学習を担う人材の研修の充実

施策の方向（2）教育・学習の場における男女共同参画社会の視点に立った制度・慣行の見直し

具体的施策

- 1 男女共同参画の視点に立った学校運営
- 2 教育関係者等への意識の啓発
- 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育事業の運営

学校教育での性別による取扱いの差に対する考え方（指宿市）



- A 性別により進路指導をすること（例：男子は理系，女子は文系，就職指導で女子の職種を限定するなど）
- B 名簿，整列，点呼など男女別になっていること（例：男子が先，女子が後）
- C ランドセルや学習用具など，男女の色分けがされていること
- D 生徒会や学級委員等の選出を性別により固定化していること（例：委員長は男子，副委員長は女子）
- E 「男らしく」「女らしく」ふるまうように言うこと

資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）



社会的性別（ジェンダー）／社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方，社会通念や慣習の中には，社会によって作り上げられた「男性像」，「女性像」があり，このような男性，女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。社会的性別（ジェンダー）の視点とは，社会的性別が性別差別，性別による固定的役割分担，偏見等につながっている場合もあり，これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。（内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より）

施策の方向（1） 男女共同参画社会についての理解の浸透をはかる教育・学習の推進

具体的施策1 幼児教育・学校教育における社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした男女平等教育の推進

子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むために、社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした人権教育を通して、男女平等教育を推進します。

実施事業	関係課
社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした人権教育	学校教育課
幼稚園での男女共同参画社会を主テーマにした人権教育	学校教育課
小・中・高校での男女共同参画社会を主テーマにした人権教育	学校教育課
外国語指導助手（ALT）の活用	学校教育課
乳幼児学級での男女共同参画社会を主テーマにした人権教育	社会教育課

具体的施策2 男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実

固定的な性別役割分業意識の解消と、「男女の人権の尊重」を基盤とした自立の意識を育むために、生涯学習・社会教育において、男女共同参画社会についての理解を深める学習機会の提供に努めます。

実施事業	関係課
家庭教育学級，乳幼児学級，高齢者学級などにおける男女共同参画社会に関する学習の実施	社会教育課
市民講座，寿大学における男女共同参画社会に関する学習の実施	社会教育課
学びのふるさと講座における男女共同参画社会に関する講座	社会教育課
ジュニアリーダークラブにおける男女共同参画社会に関する学習の実施	社会教育課
青少年海外派遣事業における男女共同参画社会に関する学習の実施	社会教育課

具体的施策3 人権に関する教育・学習プログラムの調査・研究

人権の確立をめざす教育・学習が社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤としたものとなるよう、教材などの調査・研究を行います。

実施事業	関係課
男女平等教育に関する視聴覚教材の整備	社会教育課
男女共同参画社会に関する学習プログラムの調査・研究	市民協働課，学校教育課，社会教育課

具体的施策 4 人権に関する教育・学習を担う人材の研修の充実

人権の確立をめざす教育・学習を担う人材に対して、男女共同参画社会について理解を深める研修に取り組みます。

実施事業	関係課
保育士・幼稚園教諭・学校教職員を対象にした男女共同参画社会についての研修	学校教育課，地域福祉課
有志指導者（初期）研修において男女共同参画社会を主テーマにした人権教育	社会教育課
社会教育・学校教育担当職員を対象にした男女共同参画社会についての研修	社会教育課，学校教育課



人権同和教育講演会（指宿高校）

社会的性別（ジェンダー）/社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー / gender）といいます。社会的性別（ジェンダー）の視点とは、社会的性別が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。（内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より）

施策の方向（２） 教育・学習の場における男女共同参画社会の視点に立った制度・慣行の見直し

具体的施策 1 男女共同参画の視点に立った学校運営

子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むために、学校運営において、子どもたちの性別による身体的な違いは人権として配慮しつつ、男女共同参画の視点に立って制度や慣行を見直します。

実施事業	関係課
男女共同参画の視点に立った学校運営における慣行の見直し	学校教育課
性別にとらわれない進路指導の実施	学校教育課
教育の場における役職・役員への女性の登用	学校教育課，社会教育課

具体的施策 2 教育関係者等への意識の啓発

学校等の運営において男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しに向けて、教職員，幼稚園教諭，保育士，地域のリーダーや青少年育成に関わる人々などを対象に、男女共同参画社会についての研修に取り組みます。

実施事業	関係課
保育士・幼稚園教諭・学校教職員を対象にした男女共同参画社会についての研修	学校教育課，地域福祉課
社会教育の有志指導者研修会	社会教育課
社会教育団体連絡協議会	社会教育課
学校等の各種相談員への研修	学校教育課
関係機関が開催する男女共同参画社会についての研修機会の周知徹底	市民協働課，学校教育課，社会教育課，市民スポーツ課

具体的施策 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育事業の運営

生涯学習・社会教育事業において、市民が年齢や性別にかかわらず生涯にわたりさまざまな学習機会に参画することができるよう、男女共同参画の視点に立った運営に努めます。（内容，開催時間，一時保育の設置など）

実施事業	関係課
各種生涯学習事業	社会教育課
各種社会教育事業	社会教育課



<現状と課題>

本市では、これまでも、男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発を行ってきましたが、依然として、固定的な性別役割分業意識などの社会的性別（ジェンダー）に基づく意識や価値観が根強く存在しており、男女間の格差や不平等感をもたらしています。市民意識調査の結果においても、家庭・働く場・地域における男女の地位については、4人に1人が不平等感を持っています。

そのため、固定的な性別役割分業意識を解消し、多様な男女のあり方を認め合う意識づくりに向けて、社会的性別（ジェンダー）の視点の定着と深化を図るために、家庭・働く場・地域などにおけるあらゆる機会をとらえて、より一層、積極的な広報・啓発を推進します。

施策の方向（1）あらゆる機会をとらえた男女共同参画社会についての広報・啓発の展開

具体的施策

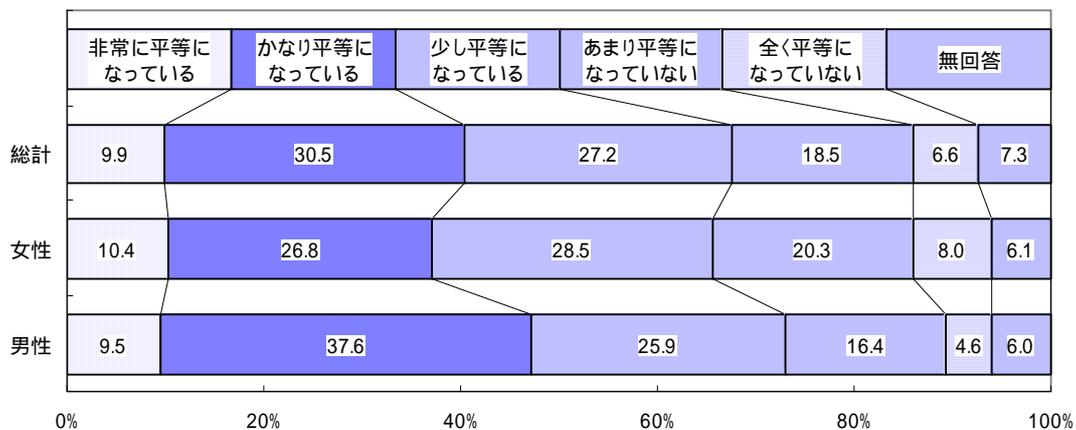
- 1 男女共同参画社会についての情報提供の充実
- 2 男女共同参画社会についての理解を深める講座等の実施
- 3 男女共同参画社会についての理解を広げる人材の育成
- 4 市職員の男女共同参画社会についての理解の推進

社会的性別（ジェンダー）/社会的性別（ジェンダー）の視点

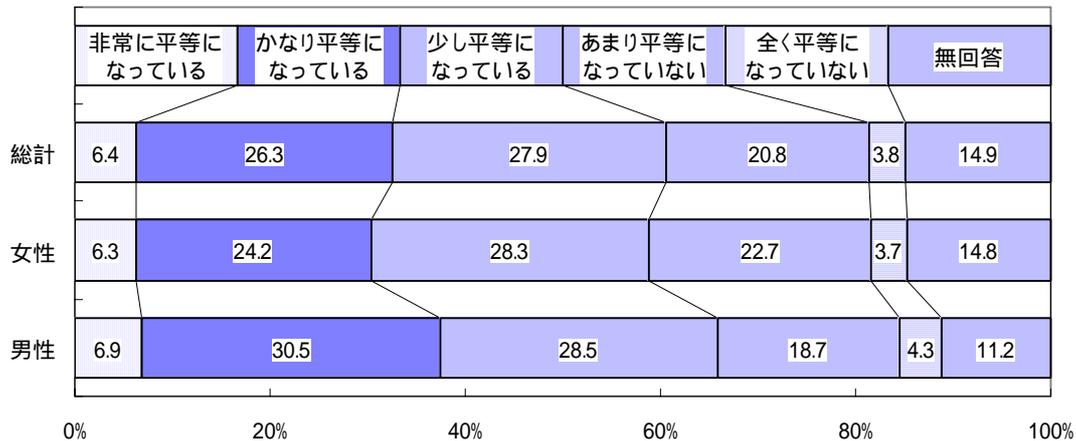
人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）といいます。社会的性別（ジェンダー）の視点とは、社会的性別が性別差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。（内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より）

家庭生活・働く場・地域社会において男女の地位は平等になっているか（指宿市）

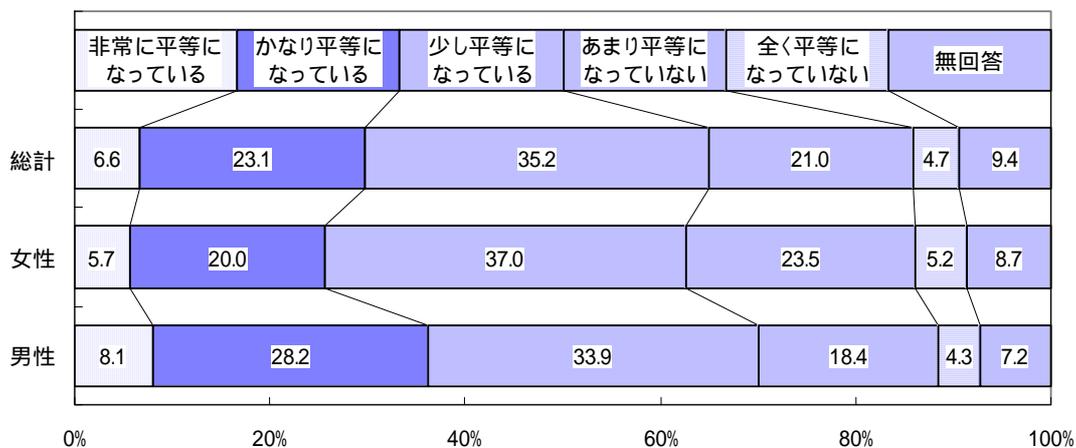
<家庭生活>



<働く場>



<地域社会>



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

施策の方向（１）あらゆる機会をとらえた男女共同参画社会についての広報・啓発の展開

具体的施策 1 男女共同参画社会についての情報提供の充実

市民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国や県の取組や法令など、男女共同参画社会の形成の推進に関する情報を市民に提供します。

実施事業	関係課
男女共同参画関連図書コーナーの充実	社会教育課
市ホームページの活用	市民協働課
市広報紙の活用	市民協働課
車座対話	企画課
トークサロン	市民協働課
イベント等でのPR活動	市民協働課

具体的施策 2 男女共同参画社会についての理解を深める講座等の実施

従来の講座等の手法を見直し、より多くの市民に男女共同参画社会について理解を深める機会を提供できるように努めます。

実施事業	関係課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
市民講座、公民館講座で男女共同参画社会について取り上げる	社会教育課
男女共同参画社会に関する出前講座	市民協働課
メディア・リテラシー 向上のための講座	市民協働課
作文や標語コンクールの実施	市民協働課

具体的施策 3 男女共同参画社会についての理解を広げる人材の育成

男女共同参画社会についてより多くの市民に広がるよう、推進に取り組む人材の育成に努めます。

実施事業	関係課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
男女共同参画推進サポーター(仮称)の養成	市民協働課

メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。メディアがどのような視点で「現実」を構成しているか、その情報に偏りはないかなど、発信される情報を分析・評価するとともに、自らがさまざまなメディアを使ってコミュニケーションする力を高めること。近年、インターネット等の普及により、私たち一人ひとりに発信の機会が拡大し、多様な人々の視点がメディアの成熟に寄与する一方で、大量の情報が氾濫しており、一人ひとりのメディア・リテラシーの向上は大変重要な問題です。

具体的施策 4

市職員の男女共同参画社会についての理解の推進

市職員一人ひとりが意識の変革を図り、男女共同参画の視点に立って市民の多様性に対して中立・公平な市政運営を行うために、市職員の男女共同参画社会についての理解の推進に努めます。

実施事業	関係課
推進員・推進担当者の設置（仮）	市民協働課
健康・保健，介護，少子化対策などの施策に携わる職員への「性と生殖に関する健康と権利」概念の啓発	健康増進課，地域福祉課，長寿介護課
男女共同参画社会についての職員研修	市民協働課，人事秘書課



男女共同参画基礎講座

「性と生殖に関する健康と権利」概念

「性と生殖の健康」とは、平成6(1994)年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言と行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。「性と生殖の権利」とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。(内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より)

基本 目標

2

男女共同参画の視点に立ち，一人ひとりの多様な暮らしの質の向上をめざします

<基本的な考え方>

一人ひとりの多様な暮らしの質の向上をめざすためには、「男女の人権の尊重」を基盤とした生活の安定と自立を支える環境整備が必要です。

しかしながら，現状では，社会的性別（ジェンダー）に基づく固定的な性別役割分業意識が大きく影響し，本来，性別にかかわらず一人ひとりに委ねられ尊重されるべき生き方の選択を阻んでいる現状があります。

そのため，男女共同参画の視点に立って制度・慣行を見直し，暮らしに関わる施策を，性別や年齢，家族形態や生活形態の多様性に配慮しながら展開することが必要です。

重点 課題

- 1 一人ひとりの尊厳を守る「性」の尊重
- 2 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶
- 3 多様なニーズに対応し，社会で支える子育て環境の整備
- 4 多様な生活形態に対応できる生活の安定と自立を支える環境の整備
- 5 高齢期の安定した地域生活を支える環境の整備
- 6 「仕事と生活の調和」の多様なあり方を支える就業環境の整備
- 7 農林漁業・商工自営業等に従事する女性の就業環境の整備

社会的性別（ジェンダー）/社会的性別（ジェンダー）の視点

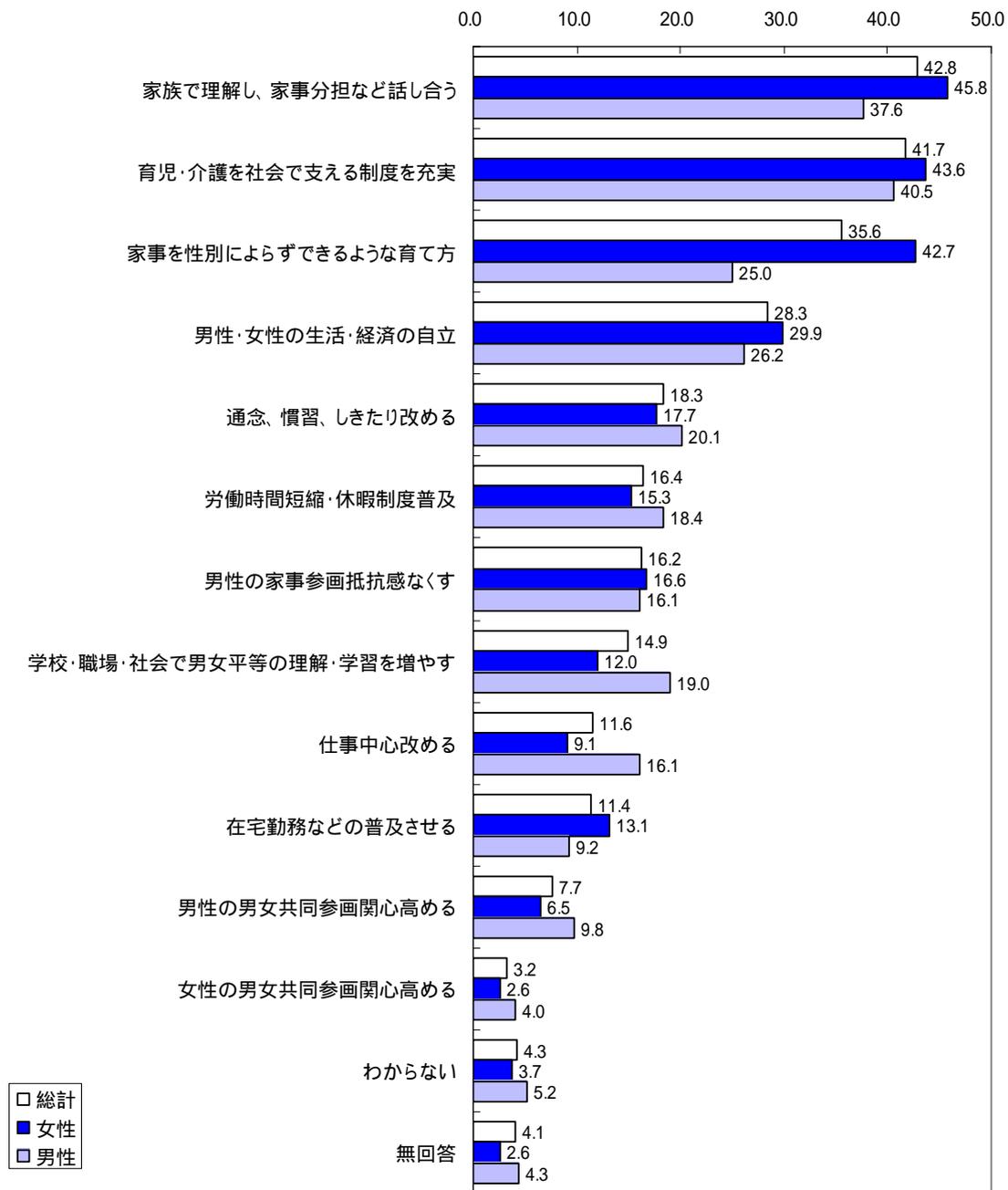
人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方，社会通念や慣習の中には，社会によって作り上げられた「男性像」，「女性像」があり，このような男性，女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）といいます。社会的性別（ジェンダー）の視点とは，社会的性別が性別差別，性別による固定的役割分担，偏見等につながっている場合もあり，これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。（内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より）

「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりが，それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて，自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態をいいます。

様々な活動の例：仕事，家事，子育て，介護，PTA，地域活動，NPO・ボランティア等の社会貢献活動，自己啓発，生涯学習，趣味，友人・知人との交流，健康づくり，休養など

自分らしくいきいきと暮らすために必要なこと（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

<現状と課題>

性別にかかわらず一人ひとりが身体的特質について十分に理解を深め、お互いの意思を尊重し合い、心身の健康を思いやることは、個人の尊厳を守ることであり、暮らしの質の向上をめざす男女共同参画社会の形成の前提となるものです。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

また、固定的な性別役割分業意識を反映して、家族的責任の多くを女性が担っている現状では、健康診断の受診など女性が自らの健康を管理するために積極的に行動しづらいという現状もあります。性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身の健康状態に応じて適切に自己管理し、健康を享受できることは重要な課題です。

このように、「性」を人権としてとらえる意識が稀薄であった現状をふまえて、多様なライフスタイルに対応し、生涯を通じた心身の健康に関する支援を進めます。

また、一部のメディアでは、固定的な性別役割分業意識など性別に基づく固定観念にとらわれた表現などに加え、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を取り扱った情報が日常的に見受けられます。これらは、女性の人権を軽視するもので、性差別意識の助長につながっています。

そのため、行政の刊行物における表現の見直しを進めるとともに、性の商品化の防止に向けて有害図書の取扱いに対する配慮を働きかけます。

施策の方向（１）性差別につながらない表現の促進

- 具体的施策
- 1 市や各種団体の広報・刊行物における男女共同参画の視点に立った表現の推進
 - 2 性の商品化防止に向けた取組の促進

施策の方向（２）多様なライフスタイルに対応し、生涯を通じた心身の健康に関する支援

- 具体的施策
- 1 性に関する教育・学習機会の充実
 - 2 生涯を通じた女性の健康支援
 - 3 多様な生活形態に対応し、生涯を通じた心身の健康の保持・増進

施策の方向（ 1 ）性差別につながらない表現の促進

具体的施策 1 市や各種団体の広報・刊行物における男女共同参画の視点に立った表現の推進

人々の意識や価値観の形成に大きな影響を与える情報媒体の一つである市や各種団体の広報・刊行物（ホームページなども含みます）などにおいて、固定的な性別役割分業意識を助長しない表現となるよう取り組みます。

実施事業	関係課
市職員への「内閣府 公的広報の手引き」の周知徹底	市民協働課
各種団体への協力要請	各課

具体的施策 2 性の商品化防止に向けた取組の促進

有害図書等の取扱いに対する配慮を働きかけるとともに、事業所に向けても屋外広告物等への配慮について働きかけます。

実施事業	関係課
違反広告物への対処	建設監理課，都市整備課
有害図書・ビデオ等規制の働きかけ	社会教育課
青少年団体との連携	社会教育課
環境浄化モニター活動	社会教育課

性の商品化

売買取春，ポルノ，性を強調した広告など，女性の全人格の中から性的な部分だけを切り離し，あたかも商品のようにモノ扱いすること。

施策の方向 (2) 多様なライフスタイルに対応し、生涯を通じた心身の健康に関する支援

具体的施策 1 性に関する教育・学習機会の充実

性に関する正確な知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、家庭・学校・地域などで、「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした教育・学習機会の充実を図ります。

実施事業	関係課
学校における保健教育，性教育	学校教育課，健康増進課
さまざまな保健事業を通じた性に関する講座	健康増進課
家庭教育学級	社会教育課
学校保健委員会・養護教諭部会等との連携	学校教育課

具体的施策 2 生涯を通じた女性の健康支援

特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の段階に対応した適切な健康の保持増進ができるよう支援します。

実施事業	関係課
母子保健事業	健康増進課
各種検診	健康増進課
「女性の健康週間」のPR	健康増進課
家族経営協定などに健康維持に関する項目の設置指導助言	農業委員会，農政課

「性と生殖に関する健康と権利」概念

「性と生殖の健康」とは、平成6(1994)年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言」と「行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。「性と生殖の権利」とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。(内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より)

具体的施策3 多様な生活形態に対応し、生涯を通じた心身の健康の保持・増進

多様な生活形態に対応し、市民一人ひとりが生涯を通じた心身の健康づくりを实践できるための健康・保健施策を展開します。

実施事業	関係課
健康増進のための運動教室	市民スポーツ課,健康増進課
食生活改善推進事業	健康増進課
食育に関する事業	健康増進課,学校教育課
健康相談	健康増進課
健康教育	健康増進課
健康推進員	健康増進課
健診の受診率向上に向けた啓発	健康増進課,長寿介護課
メンタルヘルス対策	健康増進課
メタボリックシンドローム対策	健康増進課,長寿介護課
HIV・エイズ,性感染症予防のための啓発	健康増進課,学校教育課
薬物乱用予防のための啓発	健康増進課,学校教育課
「働く人を支える鹿児島県メンタルヘルスネットワーク」(鹿児島労働局等)の活用	商工水産課
心身の健康に関する市民講座,公民館講座の充実とPR	社会教育課



料理教室

<現状と課題>

暴力は、その被害者の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為です。

市民意識調査によると、女性の3人に1人が配偶者等からの身体的暴力を経験しています。配偶者等親しい男女間の暴力を容認する風潮もうかがわれ、暴力被害を受けた人のうち44.7%が「どこにも誰にも相談しなかった(できなかった)」と回答しています。

これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

このような認識に立ち、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「男女雇用機会均等法」が整備され、これらの暴力の防止と救済は行政における重要な政策課題として位置づけられています。

これらの暴力の被害者の多くは女性であるという現状や、暴力が起こる背景を直視し、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。そのため、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶に向けて、これらの暴力の防止と被害者の救済に向けた更なる環境の整備に取り組みます。

施策の方向(1) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

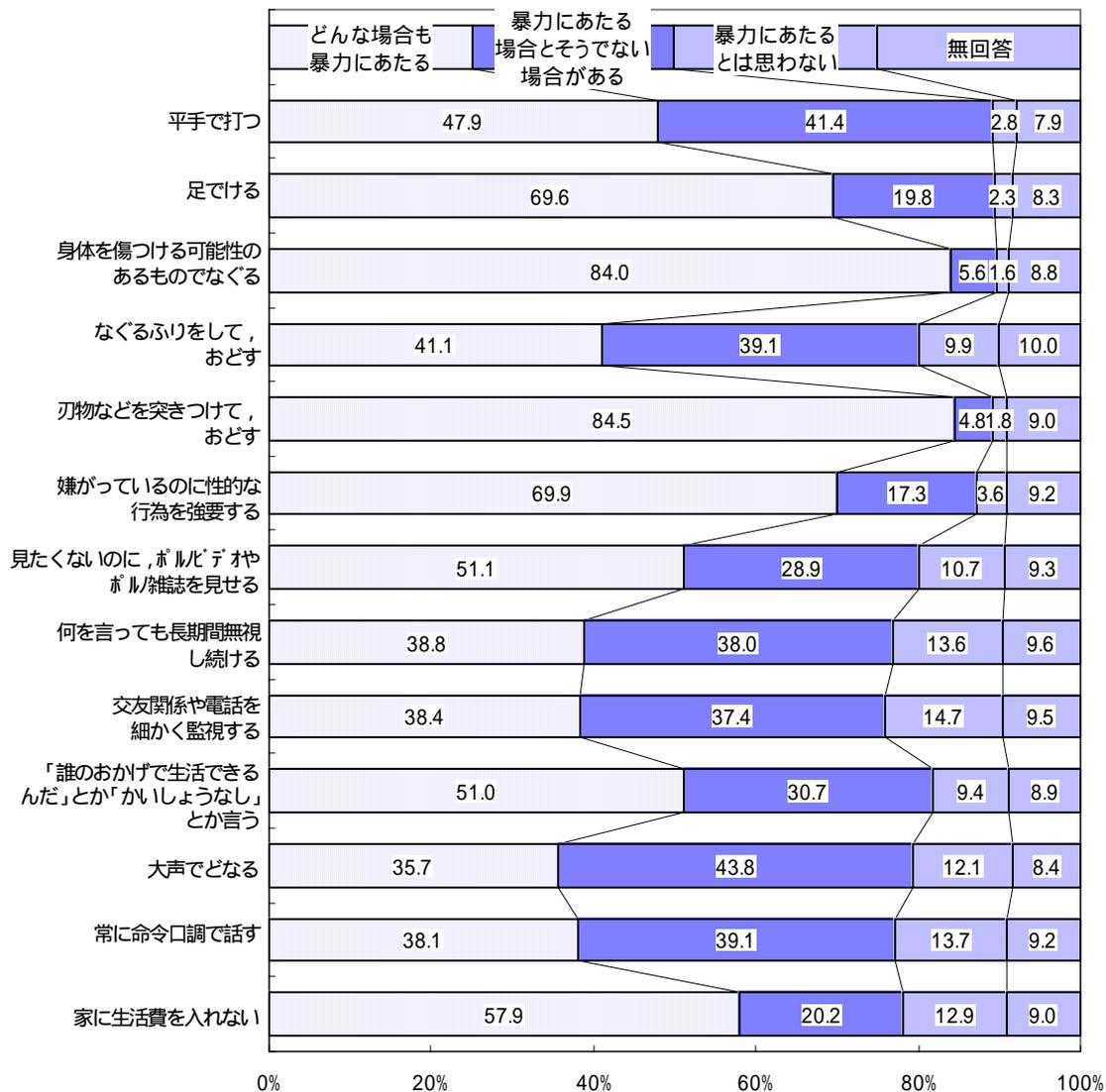
具体的施策

- 1 女性に対する暴力の防止に向けた広報・啓発の推進
- 2 配偶者等からの暴力(DV)の顕在化に向けた広報・啓発の推進
- 3 配偶者等からの暴力(DV)の防止・救済に向けた支援体制の整備
- 4 配偶者等からの暴力(DV)の被害者の保護と自立支援の充実
- 5 地域・職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた支援

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいいます。最近では、職場のみならず、学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題になっています。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など様々な態様のものが含まれます。

それぞれの項目について配偶者等の親しい男女の間で行われた場合、暴力であるか（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

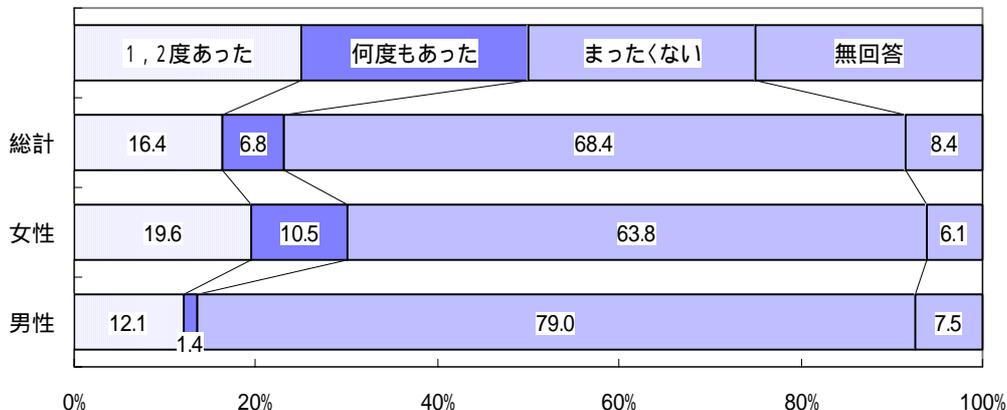
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）

平成 13(2001)年に制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。平成 16(2004)年には、被害者の保護強化を図ることなどを目的に、配偶者等からの暴力定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援等について改正されました。平成 19 年(2007)年の改正では、市町村による配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、保護命令制度もさらに拡充されました。

配偶者等からの暴力被害の状況（指宿市）

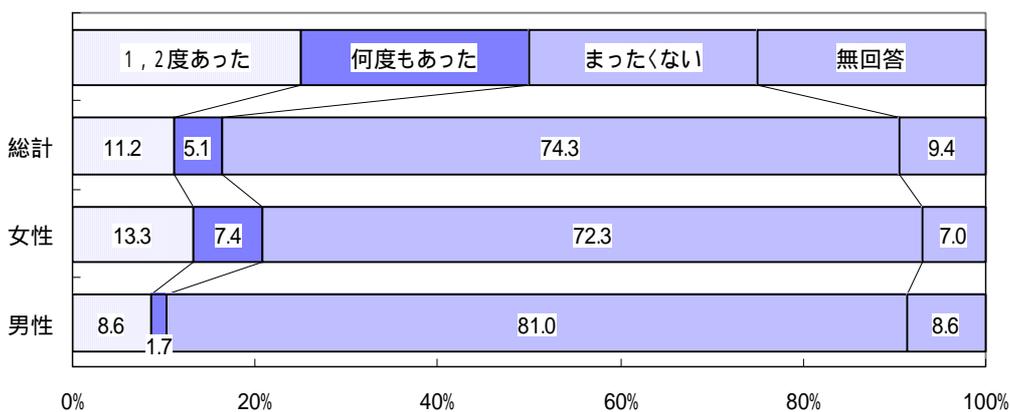
<身体的な暴力>

なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた



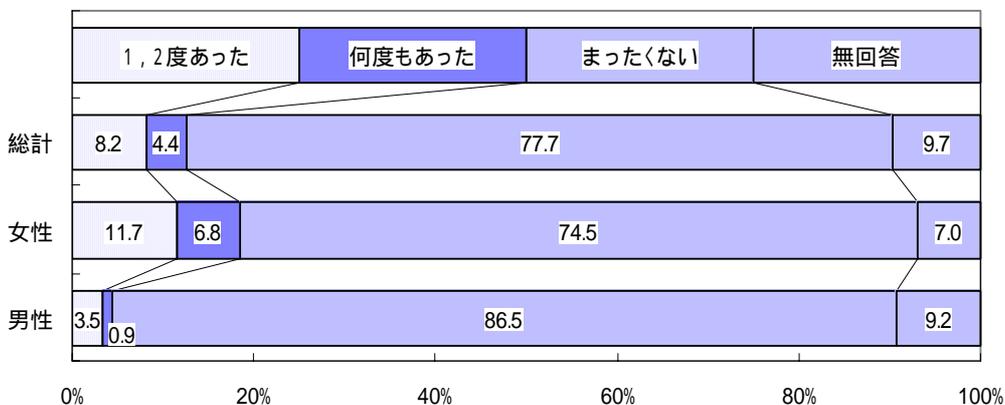
<精神的な暴力>

人格を否定するような暴言，交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた，あるいは，あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



<性的な暴力>

嫌がっているのに性的な行為を強要された



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

施策の方向（１） 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

具体的施策 1 女性に対する暴力の防止に向けた広報・啓発の推進

配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は人権を著しく侵害する行為であるという意識の浸透を図るため、あらゆる機会をとらえた広報・啓発を推進します。

実施事業	関係課
ストーカー規制法等関連法の周知	市民協働課
公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の周知	市民協働課
「女性に対するあらゆる形態の暴力をなくす運動週間」の周知	市民協働課
「人権週間」の周知	地域福祉課
公共施設の広報スペースを活用したパネル展の実施	市民協働課

具体的施策 2 配偶者等からの暴力（DV）の顕在化に向けた広報・啓発の推進

配偶者等からの暴力（DV）の被害者が一人でも多く救われるよう、相談窓口についての広報・啓発を推進します。その情報をできるだけ広い範囲に届けるための手法も検討します。

実施事業	関係課
配偶者暴力防止法の周知	市民協働課
DVに関するセミナーの実施	市民協働課
DV防止のリーフレット作成	市民協働課
相談窓口カード（県作成）の設置	市民協働課
DVに関するビデオ等の貸出し	市民協働課
職員研修の実施	市民協働課，人事秘書課，地域福祉課，健康増進課，長寿介護課，教育総務課，学校教育課

配偶者等からの暴力（DV）

配偶者暴力防止法においては、配偶者（事実婚を含む）及び元配偶者（婚姻中に引き続き離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も暴力を受ける場合）からの暴力を「配偶者からの暴力」と定義し、同法の対象としているが、「配偶者等からの暴力」は、法の対象者に限定せず、配偶者や恋人（交際相手）、元配偶者、以前つきあっていた恋人など親密な関係にある者又はあった者からふるわれる暴力をいう。

（「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」鹿児島県）



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

具体的施策 3

配偶者等からの暴力（DV）の防止・救済に向けた支援体制の整備

配偶者暴力防止法に基づく関係機関との連携を図り、支援体制の確立に努めます。また、相談や支援に関わる人材のDVについての理解を深めるなど相談体制の整備を図ります。

実施事業	関係課
DV防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定	市民協働課
関係機関連絡会議の設置	市民協働課
庁内連絡会議の設置	市民協働課
配偶者暴力相談支援センターの設置検討	市民協働課
対応マニュアルの作成	市民協働課
相談窓口の周知	市民協働課、地域福祉課
各種相談員・人権擁護委員との連携	市民協働課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、学校教育課
特設人権相談	地域福祉課
県男女共同参画センター、南薩地域振興局、女性相談センターとの連携	市民協働課、地域福祉課
医療機関との連携	地域福祉課、健康増進課、市民協働課
関係団体・個人との連携	地域福祉課、健康増進課、市民協働課

具体的施策 4

配偶者等からの暴力（DV）の被害者の保護と自立支援の充実

被害者の保護と自立支援に向けて、関係機関と連携した被害者の一時保護場所の確保や、公営住宅の優先入居による住まいの確保に努めるなど、自立支援策の充実を図ります。

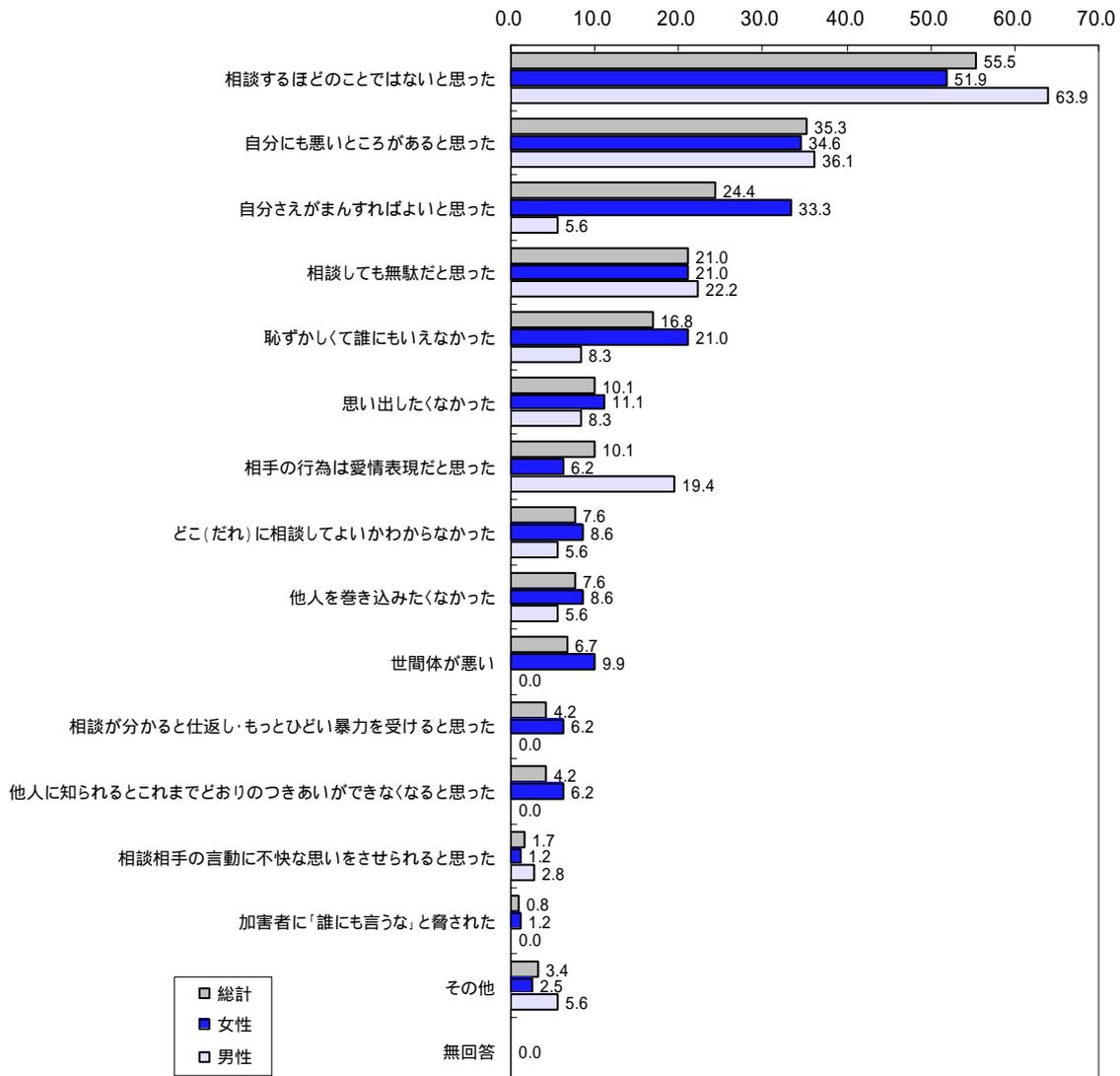
実施事業	関係課
母子生活支援施設の活用	地域福祉課
公営住宅の優先入居	建設監理課
県男女共同参画センター、南薩地域振興局、女性相談センターとの連携	地域福祉課、市民協働課
民間団体との連携	地域福祉課、市民協働課

具体的施策 5 地域・職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた支援

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、関係機関と連携して、地域・職場・教育の場などにおける広報・啓発を充実させるとともに、相談窓口に関する情報の提供などを行います。

実施事業	関係課
相談機関の情報提供	商工水産課，人事秘書課，市民協働課
21世紀職業財団など関係機関との連携	市民協働課
特設人権相談	地域福祉課
教育の場における相談窓口の周知	学校教育課

配偶者等からの暴力被害を相談しなかった（できなかった）理由（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

<現状と課題>

子育ては母親の役割と固定化する意識が強い中で、世帯の小規模化や地域での人間関係の稀薄化とあいまって、子育て中の女性の負担は大きいものがあります。

本市はこれまでも子育てに関する支援については取り組んでおり、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」制定により、「指宿市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子育ては地域全体で担う社会的なものという考えに立った支援体制の整備を進めてきました。

しかしながら、市民意識調査において、子育てをする上での不安や悩みについて、子どもがいる人のうち「特にない」と回答した割合は、女性では15.8%、男性では21%で、女性も男性も8割が何らかの項目について不安や悩みがあると回答しています。子育て中にある人が、安心して子どもを育てられる社会環境の整備は大変重要な課題です。

このような現状をふまえて、子育て中の人々の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる地域社会を築くために、子育てに関わる多様なニーズに対応できる子育て支援策の展開に努め、地域社会の多様な主体の協働による子育て支援環境の整備に取り組みます。

施策の方向(1) 多様なニーズに対応できる子育て支援策の充実

- 具体的施策
- 1 特別保育サービスと放課後児童対策などの拡充
 - 2 子育て中の人の生活の安定を支える制度の推進

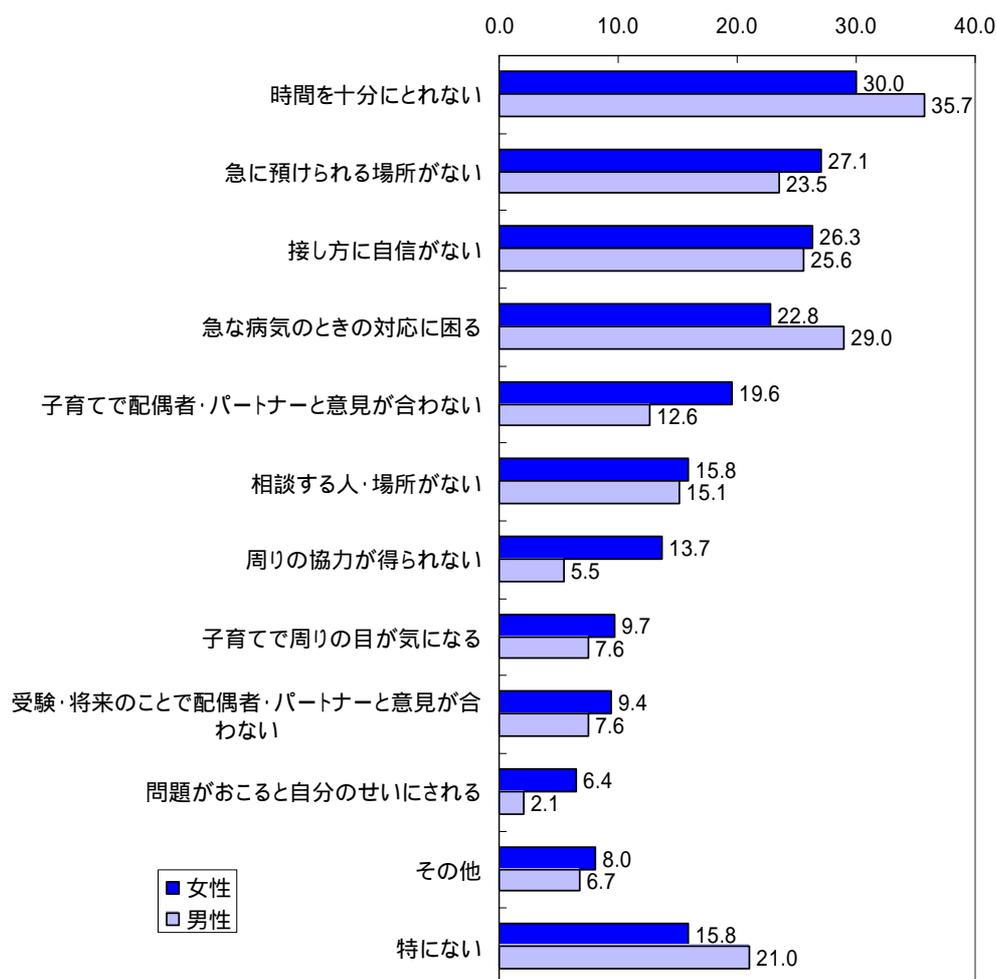
施策の方向(2) 子育ての不安を解消する体制の充実

- 具体的施策
- 1 子育ての孤立化に伴う不安を解消する相談体制の充実

施策の方向(3) 地域協働による子育て支援体制の整備

- 具体的施策
- 1 気軽に利用できる相談拠点の充実
 - 2 多様な子育てニーズに対応できる情報提供と学習機会の充実
 - 3 子育て支援に関する多様な拠点の整備による子育て支援ネットワークの形成

子育ての不安・悩み（子どもがいる人 指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

「次世代育成支援対策推進法」

平成 15(2003)年，企業等が仕事と子育ての両立を図るための行動計画の策定・実施を求めた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

協働

個人的能力には限界があり，またその他にも目的の実現を阻む制約要因は多い。共通の目的を持つ人びとが協力してこれらを克服し，動機を実現しようとする協力的行動を「協働」と呼ぶ。「組織」とはこの協働の場（協働システム）に他ならない。それは諸個人（ヒト）だけでなく，モノや情報などを含む相互作用によって成立するしくみである。（新・南のふるさとづくり構想）

施策の方向（ 1 ） 多様なニーズに対応できる子育て支援策の充実

具体的施策 1 特別保育サービスと放課後児童対策などの拡充

子育てに関わる多様なニーズに対応するために、利用しやすい特別保育サービスと放課後児童対策の拡充を図ります。

実施事業	関係課
延長保育事業	地域福祉課
障害児保育事業	地域福祉課
一時保育事業	地域福祉課
病児病後児保育事業の検討	地域福祉課
休日保育事業	地域福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の検討	地域福祉課
放課後児童クラブ事業	地域福祉課
児童館	地域福祉課
講座・行事等における一時保育の実施	各課

具体的施策 2 子育て中の人の生活の安定を支える制度の推進

子どもも子育て中の人も安心して生活できるよう、子育てに関する経済的支援を推進します。

実施事業	関係課
児童手当支給事業	地域福祉課
児童扶養手当支給事業	地域福祉課
特別児童扶養手当支給事業	地域福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	地域福祉課
乳幼児医療費助成事業	地域福祉課
母子寡婦福祉資金	地域福祉課
母子生活資金融資制度	地域福祉課
父子手当支給事業	地域福祉課
障害児福祉手当支給事業	地域福祉課
補装具・生活用具給付事業	地域福祉課
奨学生制度	教育総務課
幼稚園就園奨励事業	学校教育課
就学援助（準要保護）	学校教育課
チャイルドシート貸出事業	総務課
かごしま子育て支援パスポート事業	地域福祉課

施策の方向（ 2 ） 子育ての不安を解消する体制の充実

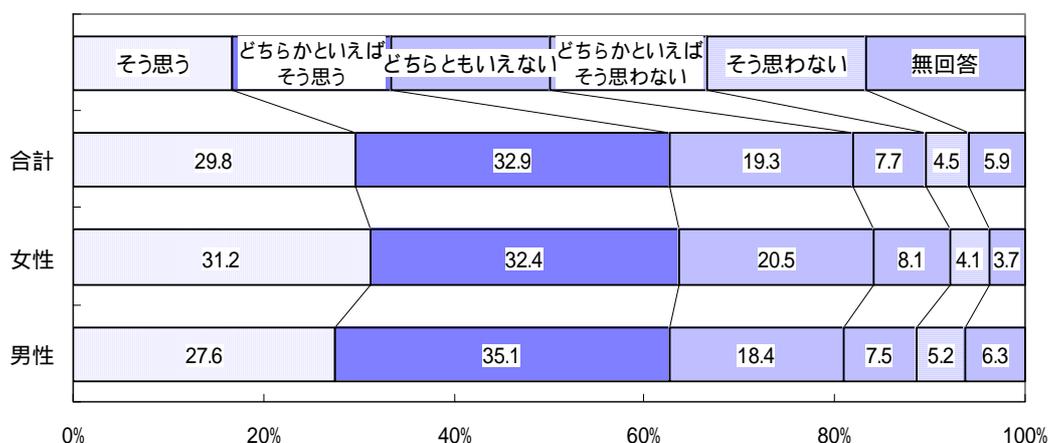
具体的施策 1 子育ての孤立化に伴う不安を解消する相談体制の充実

子育ての不安の解消のために相談体制の充実を図ります。また、さまざまな相談機会が男女共同参画の視点に立ったものとなるよう努めます。

実施事業	関係課
育児相談	健康増進課
妊婦相談	健康増進課
妊産婦訪問指導	健康増進課
新生児・乳幼児訪問指導	健康増進課
母子保健推進員活動	健康増進課
わくわく親子教室	健康増進課
発達相談会	健康増進課
家庭児童相談・婦人相談	地域福祉課
民生委員・児童委員との連携	地域福祉課
地域子育て支援センター事業	地域福祉課
児童虐待防止ネットワーク	地域福祉課，健康増進課
さつき園との連携	地域福祉課，健康増進課
県児童総合相談センターとの連携	地域福祉課

性別による役割分業意識（指宿市）

< 女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである >



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

施策の方向（ 3 ） 地域協働による子育て支援体制の整備

具体的施策 1 気軽に利用できる相談拠点の充実

子育てに関する相談拠点を気軽に利用できるよう充実を図るとともに、相談を受ける側が男女共同参画の視点を育成し、相談機会が男女共同参画の視点に立ったものとなるよう努めます。

実施事業	関係課
育児相談	健康増進課
わくわく親子教室	健康増進課
発達相談会	健康増進課
家庭児童相談室	地域福祉課
不登校児童生徒支援事業	学校教育課
学校における各種相談事業	学校教育課
地域子育て支援センター事業	地域福祉課
男女共同参画基礎講座	市民協働課

具体的施策 2 多様な子育てニーズに対応できる情報提供と学習機会の充実

子育て支援に関するさまざまな情報を多様な方法で提供するとともに、子育てに関する学習機会が子育て中の人だけでなく、より多くの人にとって参加しやすいものとなるように努めます。

実施事業	関係課
保育サービスや制度に関する子育て情報の提供	地域福祉課
各種健康診査を通じた子育て情報の提供	健康増進課
広報紙・ホームページによる子育て情報の提供	地域福祉課，健康増進課
市民の主体的な子育て支援活動に関する情報提供	健康増進課
子育て支援に携わる人材の研修	地域福祉課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
出前講座（男女共同参画）	市民協働課
多様な人が参加しやすい各事業の運営	各課
マタニティスクール	健康増進課
乳幼児学級	社会教育課
家庭教育学級	社会教育課
おやじの会	社会教育課

具体的施策3 子育て支援に関する多様な拠点の整備による子育て支援ネットワークの形成

地域社会で子育て家庭を支えるために、子育て支援に関わるさまざまな拠点の整備を進めるとともに、それぞれが連携した子育て支援ネットワークの形成を進めます。

実施事業	関係課
育児相談	健康増進課
民生委員・児童委員との連携	地域福祉課
地域子育て支援センター事業	地域福祉課
保健センター開放	健康増進課
ファミリー・サポート・センター事業の検討	地域福祉課
子育てサークルへの支援	健康増進課
保育所・幼稚園・小学校の連携	学校教育課，地域福祉課，健康増進課
市民の主体的な子育て支援活動への情報提供	地域福祉課，健康増進課
子育て支援を担う活動団体との連携	地域福祉課，健康増進課



<現状と課題>

少子高齢社会の進展や、個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。平成17年国勢調査結果によると、夫妻のみの世帯26.9%、親と子どもの世帯34.5%、単身世帯31.5%となっており、本市においても家族形態の多様化が進んでいます。

18歳未満の子どもがいるひとり親家庭353世帯のうち、母子家庭304世帯、父子家庭49世帯となっており、ひとり親家庭の経済的・生活的自立が大きな課題となっています。また、就業を望む高齢者、障がいのある人にとっても、経済的・生活的自立は重要な課題ですが、その雇用環境や生活環境は依然として厳しいものがあります。

そのため、生活の安定と自立をめざして、就業を望む女性や高齢者、障がいのある人などの多様な生活形態に対応できる、多様な就業形態に関する支援に努めます。また、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、自らの能力を十分に発揮し、充実した生活を送ることができるようバリアフリーやユニバーサルデザインの推進などの基盤整備を進めます。

施策の方向(1) 生活の安定と自立を支えるための多様な就業形態に関する支援

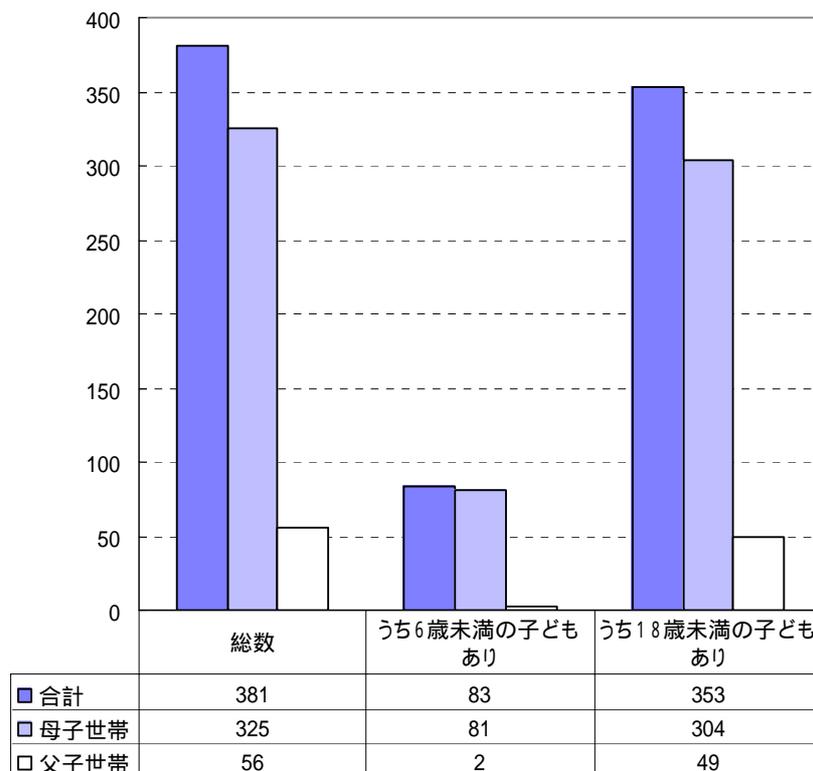
具体的施策

- 1 就職・再就職・就業継続に向けた情報と学習機会の提供
- 2 起業希望者への情報提供
- 3 農林水産業への新規就業希望者への情報提供と支援
- 4 在宅勤務・SOHOなど新しい就業形態についての情報提供
- 5 ひとり親家庭の就業に関わる支援制度の充実と情報提供
- 6 高齢者等の就業に関わる支援
- 7 障害者の就業に関わる支援

施策の方向(2) 多様な立場の人の自立を支える基盤整備(バリアフリー、ユニバーサルデザイン)

- 具体的施策 1 公共空間のバリアフリーの推進

ひとり親世帯のうち6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯数（指宿市）



資料：平成17年国勢調査



バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

施策の方向 (1) 生活の安定と自立を支えるための多様な就業形態に関する支援

具体的施策 1 就職・再就職・就業継続に向けた情報と学習機会の提供

関係機関と連携して、就職・再就職や就業の継続を支える制度などの情報やスキルアップのための学習機会についての情報を提供します。

実施事業	関係課
相談機関の情報提供	商工水産課，市民協働課
育児と仕事の両立を支える法や制度の情報提供	商工水産課，市民協働課
ハローワークとの連携	商工水産課，市民協働課
鹿児島県雇用支援協会との連携	商工水産課，市民協働課
21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課
地域若者サポートステーション，県若者就職サポートセンターとの連携	商工水産課

具体的施策 2 起業希望者への情報提供

関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する学習機会や起業を支援する制度などの情報を提供します。

実施事業	関係課
商工会議所との連携	商工水産課，市民協働課
21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課
相談機関の情報提供	商工水産課，市民協働課
先進事例の紹介	商工水産課，市民協働課

具体的施策 3

農林水産業への新規就業希望者への情報提供と支援

農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地などに関する情報を提供します。また、一人ひとりを大切にする家族経営に向けた意識づくりを行います。

実施事業	関係課
新規就農育成事業	農政課
農業後継者支援事業	農政課
浜値底上げを図るための常設市場の整備	商工水産課
農業・漁業経営への補助金・融資制度の情報提供	農政課，商工水産課
農地に関する情報提供	農業委員会
家族経営協定についての広報・啓発	農業委員会，農政課
山川高校との連携	農政課
南薩地域振興局農林水産部・農林水産部指宿支所（旧農業改良普及センター）との連携	農政課，商工水産課
相談機関の情報提供	農政課

具体的施策 4

在宅勤務・SOHO など新しい就業形態についての情報提供

生活形態に応じた柔軟な働き方を実現するために、新しい就業形態に関する情報を収集し、提供します。

実施事業	関係課
新しい就業形態についての情報収集と提供	商工水産課，市民協働課
21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課
鹿児島労働局雇用均等室との連携	商工水産課，市民協働課

SOHO (Small office home office)

企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態を言います。特に近年、育児期等にある人が職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することができる就業形態として、SOHOなど新しい就業形態の普及促進が期待されています。

具体的施策 5**ひとり親家庭の就業に関わる支援制度の充実と情報提供**

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支えるために、就業に関する支援制度を充実するとともに、情報を提供します。

実施事業	関係課
母子家庭自立支援給付金事業	地域福祉課
保育所への優先的入所	地域福祉課
母子・寡婦福祉会との連携	地域福祉課
ハローワーク（マザーズサロン等）との連携	商工水産課，市民協働課
21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課
地域若者サポートステーション，県若者就職サポートセンターとの連携	商工水産課

具体的施策 6**高齢者等の就業に関わる支援**

高齢者等の生活の安定と自立を支えるために、関係機関と連携して就業に関する支援を行います。

実施事業	関係課
シルバー人材センターとの連携	長寿介護課
ハローワークとの連携	商工水産課
鹿児島県雇用支援協会との連携	商工水産課
高齢期雇用就業支援コーナーとの連携	商工水産課
「高齢者雇用支援月間」のPR	商工水産課
事業所への啓発	商工水産課
高齢者雇用に関する相談機関の情報提供	商工水産課

具体的施策 7**障害者の就業に関わる支援**

障害者の生活の安定と自立を支えるために、関係機関と連携して就業に関する支援を行います。

実施事業	関係課
ハローワークとの連携	商工水産課，地域福祉課
鹿児島障害者職業センターとの連携	地域福祉課
「障害者雇用支援月間」のPR	商工水産課
事業所への啓発	商工水産課
障害者雇用に関する相談機関の情報提供	商工水産課，地域福祉課

施策の方向（ 2 ） 多様な立場の人の自立を支える基盤整備
（バリアフリー、ユニバーサルデザイン）

具体的施策 1 公共空間のバリアフリーの推進

性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、自らの意思で社会参画し、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、公共空間のバリアフリーを推進します。

実施事業	関係課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路などの改良・整備	各課
障害者団体との連携	建設監理課，建築課，土木課，都市整備課，地域福祉課
事業所への啓発	各課



<現状と課題>

指宿市の高齢化率は30.7%（平成18年10月1日現在）で、国・県全体よりも高齢化の進展が加速化しています。また、国勢調査結果によると、全世帯に占める65歳以上の単独世帯の割合は、平成7年は14.1%、平成17年は17.3%となっており、高齢者の夫妻のみの世帯や単身世帯は増加傾向にあります。なお、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は61.1%、75歳以上の後期高齢者人口では66.6%が女性です。高齢期の経済的な問題など、生活の安定と自立に関するさまざまな問題は、女性を当事者として起こることが多いといえます。

今後も高齢化のさらなる進展が予測される中で、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として積極的にとらえ、社会参画の機会の提供など高齢期の生活の安定と自立を支えることが必要です。

また、固定的な性別役割分業意識を反映して、介護の負担が女性に偏っているという現状を改善するために、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、地域社会で支えることが重要です。介護者も要介護者も住み慣れた地域で個人としての尊厳が尊重され、安心して暮らすことができるよう、地域社会で高齢者介護を支える環境の整備を進めます。

施策の方向（1）高齢期の生活の安定と自立の支援

具体的施策

- 1 高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実
- 2 学習機会や交流・活躍の場の提供
- 3 自立支援と情報提供

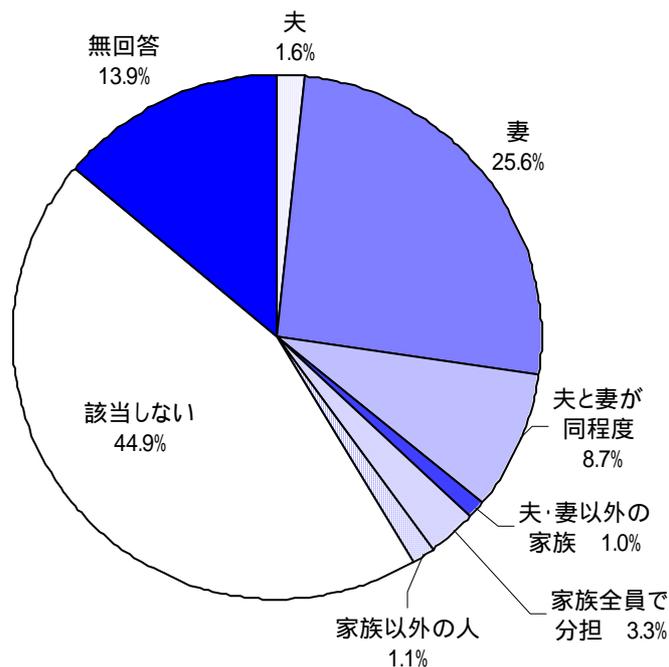
施策の方向（2）社会的性別（ジェンダー）の視点 を基盤とした介護環境の整備

具体的施策 1 在宅介護サービスの充実

社会的性別（ジェンダー）/社会的性別（ジェンダー）の視点

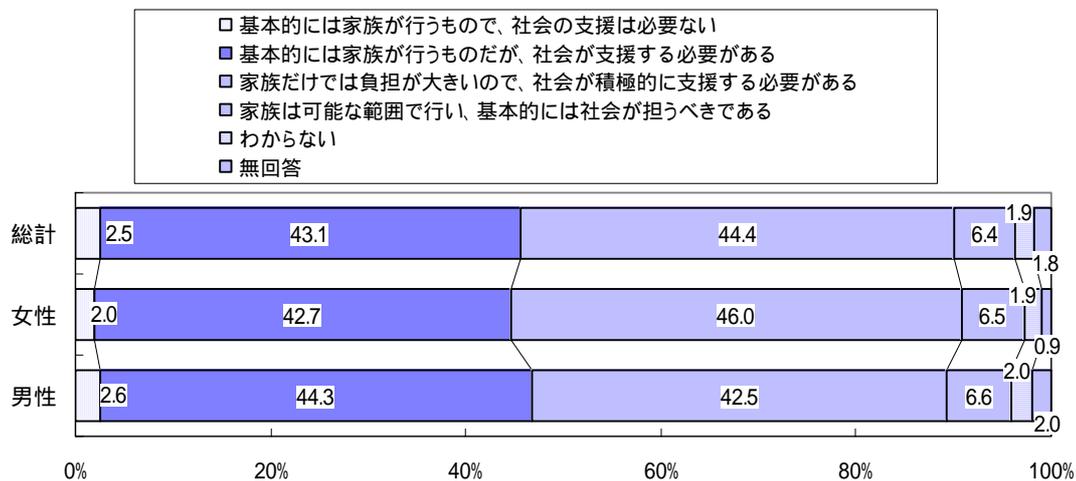
人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー / gender）といいます。社会的性別（ジェンダー）の視点とは、社会的性別が性別差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。（内閣府「男女共同参画基本計画第2次」より）

「介護」は家族のなかの誰が主に担っているか（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

介護の社会支援に対する考え方（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）

施策の方向（ 1 ） 高齢期の生活の安定と自立の支援

具体的施策 1 高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実

経済的・生活的自立に関するさまざまな教育・学習機会などを通して、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。

実施事業	関係課
職場体験学習	学校教育課
租税教育	税務課
消費生活についての啓発	商工水産課
食育に関する事業	健康増進課，学校教育課
地域若者サポートステーション，県若者就職サポートセンターとの連携	商工水産課

具体的施策 2 学習機会や交流・活躍の場の提供

高齢期の生活の安定と自立に向けたさまざまな学習機会や，高齢期の孤立化を防ぎ社会とのつながりを保つための交流の場や，経験や知識を活かすことのできる活躍の場の提供に努めます。

実施事業	関係課
高齢者学級	社会教育課
寿大学	社会教育課
高齢者クラブへの支援	地域福祉課
消費生活についての啓発	商工水産課
じーばーショップ	商工水産課
異世代交流事業	社会教育課

具体的施策 3 自立支援と情報提供

高齢期もできるだけ自立した生活を送ることができるよう，介護予防など自立支援策の充実を図ります。また，防災・災害対策において，避難が困難と思われる高齢者等の要援護者のいる世帯を把握するとともに，市の災害時の対応が男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

実施事業	関係課
地域保健福祉ネットワークとの連携	地域福祉課，長寿介護課
心配ごと相談	長寿介護課
在宅福祉アドバイザーの育成	長寿介護課
生活支援型ホームヘルプサービス事業	長寿介護課
生きがい対応型デイサービス事業	長寿介護課
高齢者訪問給食サービス事業	長寿介護課
緊急通報装置事業の体制整備	長寿介護課
介護予防自主グループの育成	長寿介護課，健康増進課
介護予防推進支援事業（個人向けの介護予防）	長寿介護課
男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	総務課

施策の方向（２） 社会的性別（ジェンダー）の視点を基盤とした 介護環境の整備

具体的施策 1 在宅介護サービスの充実

介護における固定的な性別役割分業意識を解消し、介護する人と介護を受ける人が「個」として大切にされるように配慮した在宅介護サービスの充実を図ります。

実施事業	関係課
地域包括支援センター機能の充実	長寿介護課
在宅介護支援センターの充実	長寿介護課
在宅介護及び予防介護サービスの充実	長寿介護課
地域保健福祉ネットワークとの連携	長寿介護課
高齢者虐待への対応	長寿介護課



キャリアスタートウィーク（職場体験）



介護予防教室

<現状と課題>

一人ひとりの多様な暮らしの質の向上のためには、性別にかかわらず、働いている人が、それぞれの望む「仕事と生活の調和」を可能にする環境整備が必要です。

そのためには、これまで、男性を労働の主たる担い手として位置づけてきた就業を取り巻く様々な制度・慣行を、男女共同参画の視点で見直すことが求められています。

男女雇用機会均等法の改正によって、雇用管理のすべての段階での性別による差別は、男女ともに禁止されました。しかし、依然として性別による職種・職域の偏りや昇進の格差等が存在し、市民意識調査においても、4人に1人が働く場での男女の地位は平等ではないと回答しています。

一方、働く場において、女性よりも優遇されてきたとされる男性の側にも、長時間労働などの問題があり、「仕事と生活の調和」という観点から、その働き方の見直しが求められています。

また、パートタイム労働に代表される派遣・契約労働などの非正規雇用は、生活形態に応じて働き方を調整しやすいため、近年多くの女性が従事しています。これらの雇用形態は労働条件が多様であること等から、その実態把握が難しく、不安定な労働条件におかれることもあります。

このような現状をふまえて、「仕事と生活の調和」の多様なあり方を支える就業環境の整備を進めるために、男女の均等な雇用機会と待遇の確保やパートタイム労働など非正規雇用に関する環境の整備に努めます。

施策の方向（１）「仕事と生活の調和」を支える就業環境の整備

具体的施策

- 1 「働き方の見直し」に向けた意識啓発
- 2 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知・徹底
- 3 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進
- 4 事業主への情報提供
- 5 農林水産業・商工自営業等に従事する人の「仕事と生活の調和」を支える制度の推進

施策の方向（２）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的施策

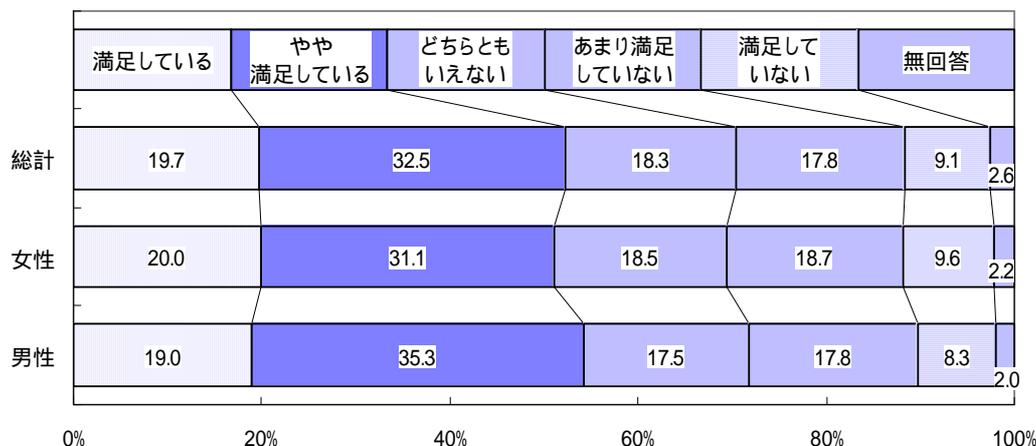
- 1 男女雇用機会均等法の周知・徹底
- 2 働く場でのセクシュアル・ハラスメントについての雇用管理の改善促進
- 3 就業規則など、就業上の取り決めの整備促進
- 4 女性労働者の母性保護に関する法律及び指針等の周知・徹底
- 5 ポジティブ・アクション の促進に向けた情報提供
- 6 性別にかかわらず適性に応じた能力育成の促進

施策の方向（３）パートタイム労働・派遣労働等、非正規雇用にかかわる環境の整備

具体的施策

- 1 パートタイム労働法の周知・徹底

「仕事と生活の調和」の満足度（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりが、それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態をいいます。

様々な活動の例：仕事、家事、子育て、介護、PTA、地域活動、NPO・ボランティア等の社会貢献活動、自己啓発、生涯学習、趣味、友人・知人との交流、健康づくり、休養など

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

施策の方向（ 1 ） 「仕事と生活の調和」を支える就業環境の整備

具体的施策 1 「働き方の見直し」に向けた意識啓発

働く人が、仕事優先の風潮を見直し、個人生活も大切にできる就業環境づくりなど、事業主や労働者に対する「働き方の見直し」に向けた意識啓発を図ります。

実施事業	関係課
「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発	市民協働課
「仕事と家庭を考える月間」のPR	市民協働課
男性の育児・介護休業制度の利用促進	商工水産課,市民協働課
鹿児島労働局,労働時間等相談センター,地域産業保健センターとの連携	商工水産課
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知	商工水産課
「働く人を支える鹿児島メンタルヘルスネットワーク」についての情報提供	商工水産課

具体的施策 2 育児・介護休業法 , 次世代育成支援対策推進法の周知・徹底

育児や介護を担いながら働く人を支える制度を活用しやすい就業環境づくりのために、関係機関と連携して事業主や労働者に対する情報提供に努めます。

実施事業	関係課
事業所への広報・啓発	商工水産課,地域福祉課,市民協働課
鹿児島労働局雇用均等室との連携	商工水産課,市民協働課

具体的施策 3 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進

市役所などの特定事業主行動計画を推進するとともに、市次世代育成行動計画の推進を図ります。また、市職員における男性職員の育児休業の取得を推進します。

実施事業	関係課
市特定事業主行動計画の推進	人事秘書課
市教育委員会特定事業主行動計画の推進	学校教育課
市次世代育成行動計画の推進	地域福祉課
市職員における男性職員の育児休業取得の推進	人事秘書課

具体的施策 4 事業主への情報提供

関係機関と連携し、雇用者の多様な「仕事と生活の調和」を支える取組事例や、それに取り組む事業所への助成制度などに関する情報を提供します。

実施事業	関係課
両立支援に関する各種助成金の情報提供	商工水産課，市民協働課
先進事例の紹介	商工水産課，市民協働課
相談機関の情報提供	商工水産課，市民協働課
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知	商工水産課
鹿児島メンタルヘルスネットワークについての情報提供	商工水産課
厚生労働省「ファミリー・フレンドリー診断」のPR	商工水産課
鹿児島労働局雇用均等室との連携	商工水産課

具体的施策 5 農林水産業・商工自営業等に従事する人の「仕事と生活の調和」を支える制度の推進

出産や育児休業に関する項目を定める家族経営協定の促進など、農林水産業・商工自営業等に従事する人の職業生活とそれ以外の生活の両立支援につながる制度の推進を図ります。

実施事業	関係課
南薩地区酪農ヘルパー事業	農政課
家族経営協定の締結推進による労働時間の適正化，出産・育児休業や休日の確保	農業委員会，農政課



「育児・介護休業法」(育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)
この法律は，高齢化の進展や家族形態の多様化や，介護休業制度整備の必要性の高まりを受けて，平成 7(1995)年に「育児休業法」を改定し制定したものです。平成 15(2003)年の改正では，仕事と家庭の両立支援対策を充実するため，育児・介護休業の取得等を理由とする解雇の禁止に加えて，その他の不利益な取扱いの禁止も規定されました。

施策の方向（ 2 ） 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的施策 1 男女雇用機会均等法 の周知・徹底

関係機関と連携して、男女雇用機会均等法にそった働く場の環境づくりが進められるよう、事業主や労働者に対して男女雇用機会均等法を周知します。

実施事業	関係課
事業所への広報・啓発	商工水産課
「男女雇用機会均等月間」のPR	商工水産課
鹿児島労働局雇用均等室との連携	商工水産課

具体的施策 2 働く場でのセクシュアル・ハラスメントについての雇用管理の改善促進

関係機関と連携して、男女雇用機会均等法の改正によるセクシュアル・ハラスメント対策の義務化について事業主と労働者に周知し、「セクシュアル・ハラスメント指針」による対策実現を働きかけます。また、事業所としての市役所における取組を推進します。

実施事業	関係課
事業所への「セクシュアルハラスメント指針」の周知	商工水産課
事業所への広報・啓発	商工水産課
相談機関の情報提供	商工水産課、市民協働課
鹿児島労働局雇用均等室 21 世紀職業財団・労働時間等相談センターとの連携	商工水産課、市民協働課
「指宿市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の履行	人事秘書課

具体的施策 3 就業規則など、就業上の取り決めの整備促進

関係機関と連携して、事業主と労働者に対して就業規則や就業上の取り決めに関する情報を提供し、労働基準法や男女雇用機会均等法にそった就業規則や就業上の取り決めの整備を働きかけます。

実施事業	関係課
事業所への広報・啓発	商工水産課
相談機関の情報提供	商工水産課
鹿児島労働局との連携	商工水産課

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」 （男女雇用機会均等法）

この法律は昭和 60(1985)年に制定されました。平成 9(1997)年の改正によって、募集・採用、配置・昇進等における女性差別の禁止やセクシュアル・ハラスメントの防止についての事業主の雇用管理上の配慮義務が規定されました。また、同年、「労働基準法」も改正され、女性の時間外・休日労働、深夜業等の就業規制が解消されました。また、平成 18 年(2006)年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止や、男性に対するセクシュアル・ハラスメントについても対象にするなどの改正が行われ、事業主のセクシュアル・ハラスメント対策が「配慮義務」から「義務」となりました。

具体的施策 4**女性労働者の母性保護に関する法律及び指針等の周知・徹底**

関係機関と連携して、事業主と労働者に対して、労働基準法や男女雇用機会均等法などの法制度や指針を周知します。

実施事業	関係課
母性保護に関する法律及び指針等の周知	商工水産課，市民協働課
鹿児島労働局雇用均等室との連携	商工水産課，市民協働課

具体的施策 5**ポジティブ・アクションの促進に向けた情報提供**

関係機関と連携して、事業所に対して職場での男女間格差の解消に向けたポジティブアクション（積極的改善措置）についての情報を提供します。

実施事業	関係課
事業所への広報・啓発	商工水産課，市民協働課
ポジティブ・アクションに関する情報提供	商工水産課，市民協働課
鹿児島労働局雇用均等室・21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課

具体的施策 6**性別にかかわらず適性に応じた能力育成の促進**

事業所に対して、職場における能力向上に向けた研修や経験を蓄積する機会の提供について、性別にかかわらず適性に応じたものとなるよう働きかけます。

実施事業	関係課
事業所への広報・啓発	商工水産課，市民協働課
鹿児島労働局雇用均等室・21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課
「指宿市人材育成基本方針」の推進による市職員の育成	人事秘書課

施策の方向 (3) パートタイム労働・派遣労働等，非正規雇用にかかわる環境の整備

具体的施策 1 パートタイム労働法 の周知・徹底

関係機関と連携して，非正規雇用で働く人々が不利益を受けず，福利厚生の充実や適正な条件のもとで働くことができるよう，事業主に対して適正な労働条件についての周知を図ります。

実施事業	関係課
事業所への広報・啓発	商工水産課
パートタイマーで働く人への周知	商工水産課
鹿児島労働局雇用均等室・21世紀職業財団との連携	商工水産課，市民協働課



「パートタイム労働法」(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

この法律は，平成 5 (1993) 年に，パートタイム労働者の適正な労働条件の確保，雇用管理の改善などを目的として制定されました。平成 19 (2007) 年には，事業主から労働者への労働条件の文書交付・説明義務化，正規型またはフルタイムの基幹的労働者との均衡のとれた待遇の確保の推進，正規型またはフルタイムの基幹的労働者への転換の推進，苦情処理・紛争解決援助，事業主等支援の整備などについて改正されました。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

働く場での性別による処遇の差（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

<現状と課題>

本市の農林漁業・商工自営業等において、女性は重要な担い手であるにもかかわらず、その役割が正に評価されていないという現状があります。

人々の意識にまだに残っている、男性を女性よりも重視し、女性は男性に従うものとするような考え方や固定的な性別役割分業意識を反映して、女性は仕事も家事・育児・介護も担う過重労働におかれています。さらに、仕事と家事労働との明確な区分が難しい中で、無報酬労働を余儀なくされている現状もあります。

「食料・農業・農村基本法」及び「水産基本法」等においても、方針決定過程や経営などへの「女性の参画の促進」が明記されています。しかし、女性は重要な担い手でありながら、これらに参画する機会が十分に確保されているとはいえない状況にあります。

このような現状をふまえて、農林漁業・商工自営業等に従事する人の男女間格差の是正に向けた環境の整備を進めるとともに、方針決定過程や経営への女性の参画拡大に向けたエンパワーメント支援に取り組みます。

施策の方向（１）農林漁業・商工自営業等における男女間格差の是正に向けた環境の整備

具体的施策

- 1 女性の労働が適正に評価され、誰もが安全で快適に働くための環境の整備
- 2 農林水産業・商工自営業等に従事する人を対象にした男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進

施策の方向（２）経営等、方針決定過程への女性の参画拡大に向けたエンパワーメント支援

具体的施策

- 1 女性の経営参画促進
- 2 研修機会の提供
- 3 先進事例の情報収集・提供

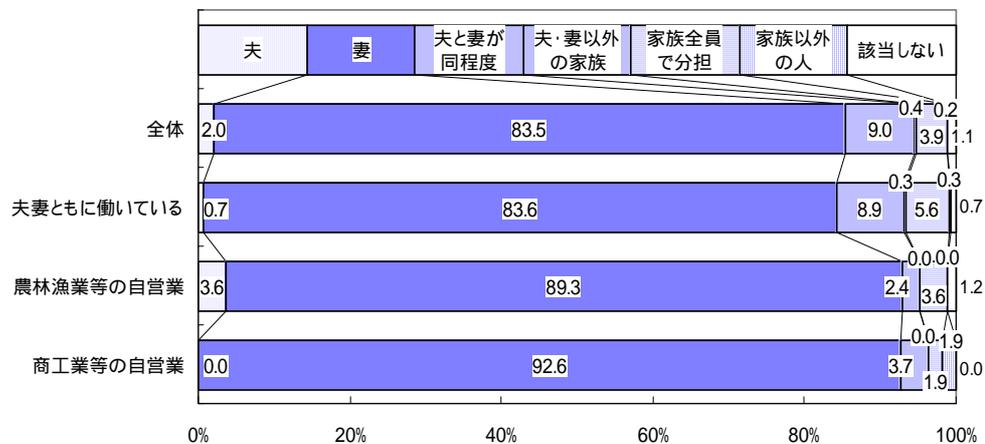


エンパワーメント

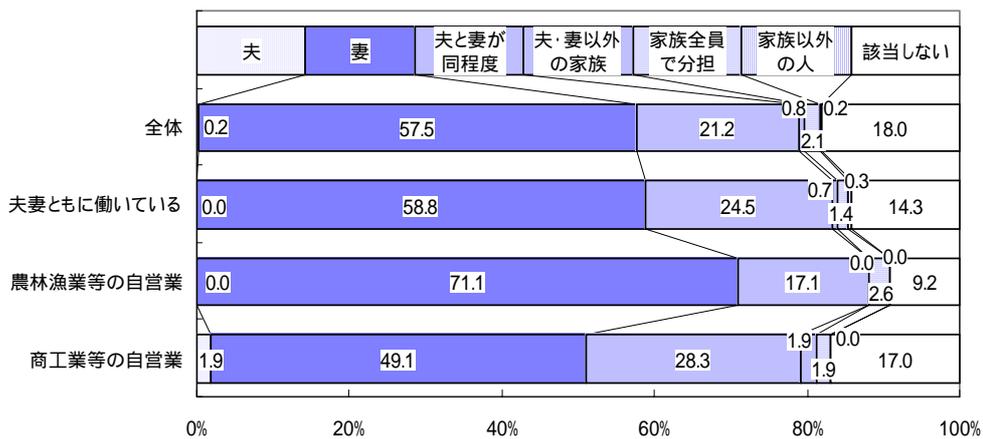
直訳すると「力をつけること」という意味ですが、単に力をつけるだけでなく「よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること」をいいます。女性一人ひとりが性差別の当事者として 自らの立場で起こる問題に気づき、問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することなど、自分のことは自分で決めるという個人的な力から、政治的・社会的・法的・経済的な力を身につけることを含む概念です。

家庭内での事柄の役割分担について（指宿市）

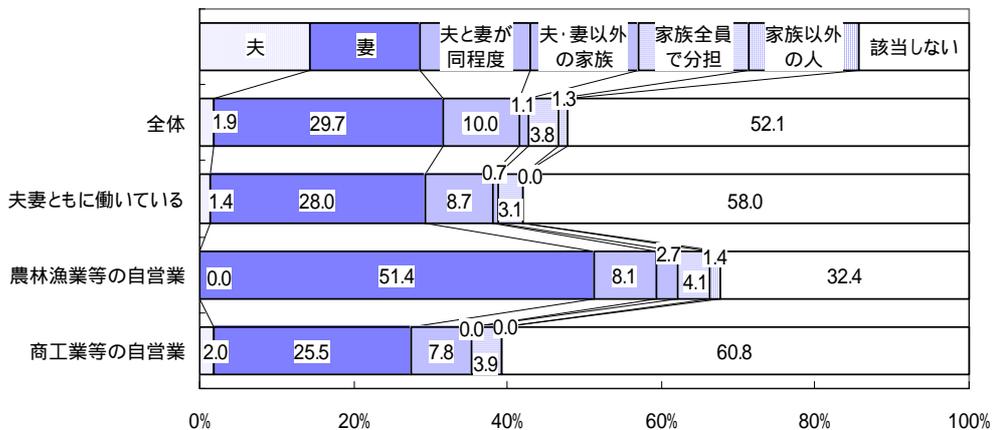
<家事>



<育児（子どもの世話，用事）>



<介護>



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

施策の方向（ 1 ） 農林漁業・商工自営業等における男女間格差の是正に向けた環境の整備

具体的施策 1 女性の労働が適正に評価され、誰もが安全で快適に働くための環境の整備

農林水産業・商工自営業等に従事する女性の労働が適正に評価されるよう、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取り決めを働きかけるとともに、労働軽減技術に関する情報提供など、安全で快適に働くための環境整備を図ります。

実施事業	関係課
家族経営協定の締結推進	農業委員会，農政課
家族経営協定についての先進事例紹介	農業委員会，農政課
労働軽減技術に関する研修	農政課
商工自営業等の家族従業者の実態把握	商工水産課
商工自営業等の就業上の取り決めの促進	商工水産課
農業者年金への女性の加入促進	農業委員会

具体的施策 2 農林水産業・商工自営業等に従事する人を対象にした男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進

農林水産業・商工自営業等に従事する誰もが安全で快適に働くために、さまざまな機会をとらえて男女共同参画社会に関する広報・啓発を推進します。

実施事業	関係課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
出前講座（男女共同参画）	市民協働課
農業海外研修派遣	農政課
イベント等でのPR	市民協働課
学校への出前講座（男女共同参画や農業政策など）	農政課，市民協働課

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。これを実現するために役立つのが、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めた「家族経営協定」です。

協定は家族農業経営の発展状況に応じて世帯員相互間の話し合いに基づいて決められるもので、その内容は画一的なものではありませんが、女性の地位向上や世帯員の個人としての地位の確立等の観点から、家族農業経営を構成する個々の世帯員が対等な立場で共同して経営体づくりとその運営に参画することを基本としており、協定に盛り込まれることが適当と考えられる事項として、目的・経営計画の策定・経営の役割分担・収益分配・就業条件・将来の経営移譲等があげられています。

施策の方向（ 2 ） 経営等，方針決定過程への女性の参画拡大に向けたエンパワーメント支援

具体的施策 1 女性の経営参画促進

女性が経営などに参画する機会を確保するために，家族経営協定における経営参画についての取り決めに働きかけるとともに，女性認定農業者などの育成を図ります。

実施事業	関係課
家族経営協定の締結推進による女性の経営参画の機会確保	農業委員会，農政課
女性農業経営士の推奨	農政課
農林水産業や商工業等の女性団体やグループとの連携	農政課，商工水産課
女性の認定農業者の育成	農政課
各種団体等における女性の登用促進	農政課，商工水産課，市民協働課
農山漁村・農林水産業に関する女性の参画目標の設定の検討	農政課，商工水産課
女性の農業後継者の確保に向けた育成	農政課
学校への出前講座（男女共同参画や農業政策など）	農政課，市民協働課

具体的施策 2 研修機会の提供

女性が経営などに参画する機会を確保するために，経営管理能力向上や技術取得に関する研修機会が性別にかかわらず提供されるよう努めます。

実施事業	関係課
研修機会・会議等の開催について，家業に従事する世帯員が参加しやすく配慮した通知	農政課，商工水産課
経営管理などについての研修	農政課，商工水産課
技術習得についての研修	農政課
商工会議所との連携	商工水産課
農協，漁協，森林組合，県南薩振興局農林水産部との連携	農政課，商工水産課

具体的施策 3 先進事例の情報収集・提供

女性の参画拡大に関する先進事例の情報の収集と提供を図ります。

実施事業	関係課
先進事例の情報収集・提供	農政課，商工水産課，市民協働課
先進地視察（生活研究グループなど）	農政課



徳光すいか出荷



オクラ漬けの仕込み

基本 目標

3

男女共同参画による地域づくりを促進し、より良い暮らしを支えるための地域力の向上をめざします

<基本的な考え方>

本来、個人として尊重されるべき、市民一人ひとりには多様な暮らしの姿があります。

地域づくりは、一人ひとりが尊重される地域生活環境の創造をめざしており、そのために、多様な暮らしの姿にある、多様な生活課題の解決に向けた取組が求められています。

一方、多様化・高度化する地域課題への対応を求められる中、本市において、あらゆる個人、ボランティア団体、自治公民館、NPO法人、行政などの協働により、地域力の向上をめざす新たな地域づくりの展開が要請されています。

しかしながら、本市の地域生活の場面における固定的な性別役割分業意識や性別による機会の不平等は、地域づくりへの男女共同参画を阻む要因となっています。

このような現状をふまえ、本市における新たな地域づくりの展開をめざし、男女共同参画の視点に立った地域づくりを促進し、より良い暮らしづくりを支えるための地域力の向上をめざします。

重点 課題

- 1 多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による地域づくりの推進

地域づくり

地域課題の好転・改善・解決に向けて、地域生活環境を整えていく過程。(新・南のふるさとづくり構想)

協働

個人的能力には限界があり、またその他にも目的の実現を阻む制約要因は多い。共通の目的を持つ人びとが協力してこれらを克服し、動機を実現しようとする協力的行動を「協働」と呼ぶ。「組織」とはこの協働の場(協働システム)に他ならない。それは諸個人(ヒト)だけでなく、モノや情報などを含む相互作用によって成立するしくみである。(新・南のふるさとづくり構想)

<現状と課題>

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。そのために、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。

しかしながら、いまだに地域に残る固定的な性別役割分業意識を反映して、「団体の長・代表には男性になるほうがよい(なるものだ)」などの風潮があり、審議会の女性委員の割合は24.3%、自治公民館長199人中女性は4人と、市政や地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。

このような現状をふまえ、女性がその能力を開発し発揮する機会から遠ざけられてきたことに留意して意識改革や人材育成に取り組み、政策・方針決定過程における男女共同参画を進める必要があります。

多様化する地域課題の解決を目指す、多様な主体の協働による地域づくりが必要です。また、地域に暮らすすべての人がお互いを認め合い、持てる力を活かし合いながら、主体的に地域課題の解決をめざす地域コミュニティの形成も必要です。

これらの多様な主体による公益的・公共的な市民活動や地域コミュニティにおける地域づくり活動は、そこに暮らす一人ひとりの多様なあり方を尊重する男女共同参画の視点に立つて行われることが重要です。そのような視点を持って主体的に地域の課題を解決する力量の形成に向けた支援に取り組みます。

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

具体的施策

- 1 審議会等への委員登用における慣行の見直し
- 2 行政への市民参画の促進に向けた情報提供の充実
- 3 政治・政策に関する市民意識の高揚
- 4 政策・方針決定過程への参画に向けた市民のエンパワーメントの支援
- 5 各種団体における多様な人材登用の促進
- 6 人材の情報の充実
- 7 男女共同参画の視点を持った市職員の育成
- 8 市職員における女性のエンパワーメントに向けた支援

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った市民活動の促進

具体的施策

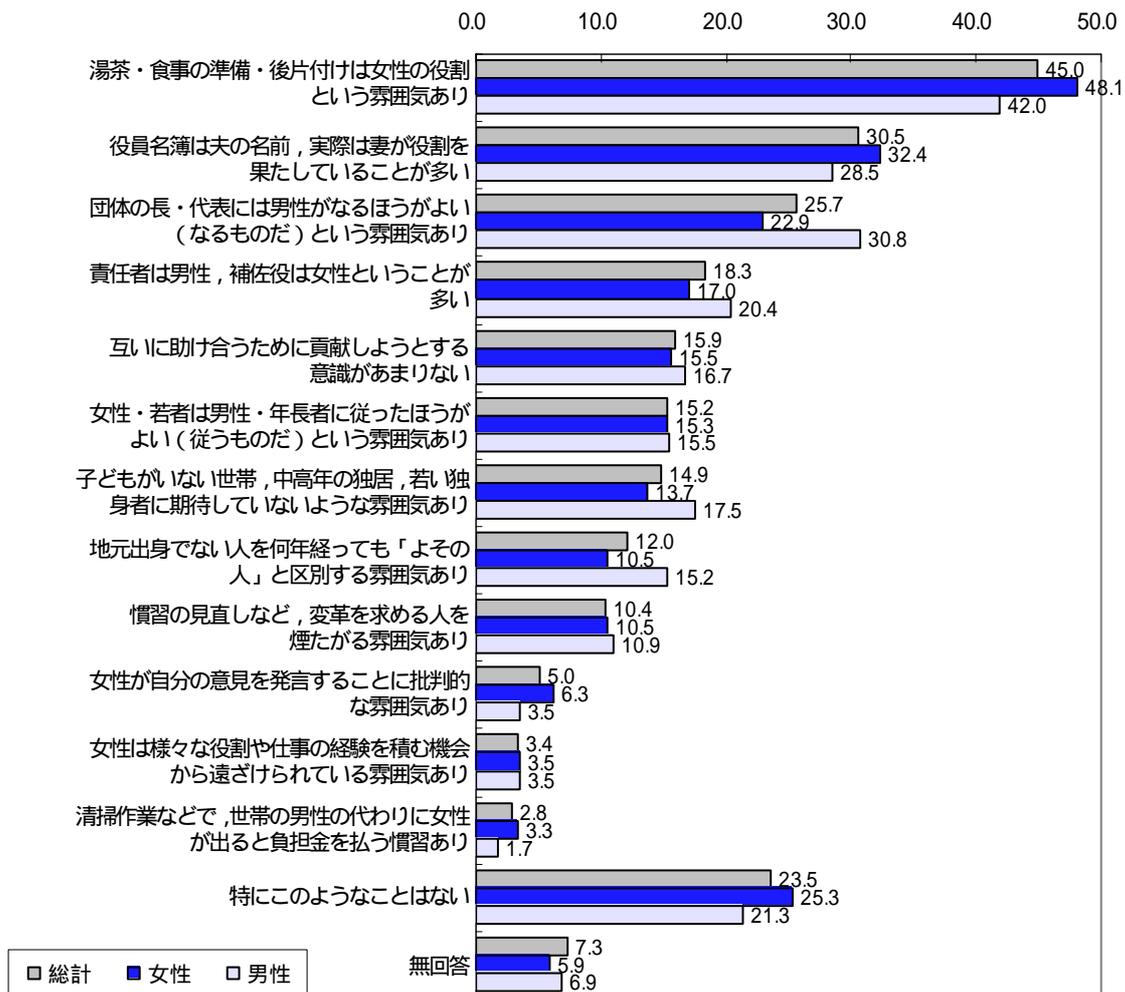
- 1 男女共同参画の視点に立った市民活動の実施に向けた支援
- 2 男女共同参画の視点に立った市民活動を担う人材の育成

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティにおける地域づくり活動の促進

具体的施策

- 1 地域における慣習の見直し
- 2 自治会活動と組織の見直し
- 3 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の実施に向けた支援
- 4 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を担う人材の育成

地域に各項目のような慣習・しきたり・雰囲気があるか（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

地域とコミュニティ

両者を異なる概念として用いる場合は、地域に「一定区域の居住空間」を指す地理的な意味を、コミュニティに「共同性と自治性に満たされた生活者集団（自分たちの住むまちを、自分たちの力の責任において、共に創る地域生活者の集団）」を指す共同体としての意味を付与する。（新・南のふるさとづくり構想）

施策の方向（ 1 ） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

具体的施策 1 審議会等への委員登用における慣行の見直し

市の審議会等での公募委員枠の拡大や委員の選定方法の見直しに関して、審議会等についての条例・要綱などを見直しを図るとともに、多様化の指標となる女性委員の登用率の数値目標を設定します。

実施事業	関係課
公募枠の導入推進	各課
条例・規則・要綱等の見直し	各課
重複登用の見直し	各課
審議会等委員への女性の登用率設定	市民協働課

具体的施策 2 行政への市民参画の促進に向けた情報提供の充実

パブリックコメント制度の充実や行政に関する情報公開を推進し、市民との情報共有に努めます。

実施事業	関係課
パブリックコメント制度	企画課
情報公開制度	総務課
施策に関する情報発信	各課

具体的施策 3 政治・政策に関する市民意識の高揚

市議会や政策に関する情報提供や市議会傍聴の推進に努め、政治・政策に関する市民意識の高揚を図ります。

実施事業	関係課
議会傍聴の推進	議会事務局
議会に関する情報発信	議会事務局
議会日程や一般質問についての情報発信	議会事務局

具体的施策 4 政策・方針決定過程への参画に向けた市民のエンパワーメントの支援

男女共同参画の視点や政策提言の力量を身に付ける学習機会などを提供し、政策・方針決定過程に参画する市民のエンパワーメントを支援します。

実施事業	関係課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
女性団体・グループ活動への支援	各課
政策提言に向けた講座	市民協働課
地域づくり活動の手法を学ぶセミナー（男女共同参画の視点から）	市民協働課

具体的施策 5 各種団体における多様な人材登用の促進

各種団体での方針決定の場が多様な人材で構成されるよう、役員等への女性の登用を働きかけます。

実施事業	関係課
各種団体等への女性登用の働きかけ	各課

具体的施策 6 人材の情報の充実

「女性人材リスト」を見直し、男女を問わず男女共同参画の視点を持つ人材の情報の収集・提供を図ります。

実施事業	関係課
人材に関する調査	市民協働課
女性人材リストの見直し	市民協働課
県データの活用	各課

具体的施策 7 男女共同参画の視点を持った市職員の育成

政策・方針決定過程への多様な市民の参画を推進するために、市職員に男女共同参画社会についての啓発を行います。また、市の政策・方針決定過程において男女共同参画の視点が反映されるよう、市職員の育成を図ります。

実施事業	関係課
男女共同参画社会に関する職員研修	市民協働課，人事秘書課
各種セミナー，フォーラムへの参加	市民協働課
行事・イベント等における慣行の見直し	各課
旧姓使用要綱の整備の検討	人事秘書課

具体的施策 8 市職員における女性のエンパワーメントに向けた支援

市職員における女性の登用を推進するために、政策立案の力量を身に付ける研修や経験を蓄積する機会が性別にかかわらず提供されるよう、女性のエンパワーメントを支援します。

実施事業	関係課
政策形成の研修	市民協働課，人事秘書課
職域・職種・職階における性別による偏りの見直し	人事秘書課
各種研修機会の提供	人事秘書課

施策の方向（ 2 ） 男女共同参画の視点に立った市民活動の促進

具体的施策 1 男女共同参画の視点に立った市民活動の実施に向けた支援

市民活動に従事する人に対して、男女共同参画の視点に立った活動の重要性について啓発するとともに、地域生活課題の解決に向けた公益的・公共的活動への取組を働きかけます。また、その手法を学ぶ機会を提供します。

実施事業	関係課
地域づくり活動の手法を学ぶセミナー（男女共同参画の視点から）	市民協働課
市民活動に携わる人への広報・啓発	市民協働課
提案公募型補助事業	市民協働課

具体的施策 2 男女共同参画の視点に立った市民活動を担う人材の育成

男女共同参画の視点や、地域生活課題の解決に向けた公益的・公共的活動を実践する力量を身に付けるための学習機会を提供します。

実施事業	関係課
地域づくり活動の手法を学ぶセミナー（男女共同参画の視点から）	市民協働課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
出前講座（男女共同参画）	市民協働課
ボランティアや市民活動についての情報発信	各課

「公益的・公共的な市民活動」と「地域コミュニティにおける地域づくり活動」

この二つは、どちらも、地域づくり（地域生活課題の好転・改善・解決に向けて地域生活環境を整えていく過程）に関わる活動を意味しています。

ただし、この計画では、地域づくりの主体に注目して以下のように分けて考えています。

「公益的・公共的な市民活動」：あらゆる個人、ボランティア団体、NPO法人などの市民団体によるもの

「地域コミュニティにおける地域づくり活動」：自治会などによるもの

男女共同参画の視点に立った地域づくりをめざす上での課題（慣習や組織のあり方の見直しなど）に異なる部分があるため、上記のように地域づくりの主体に注目して二つに分けています。

施策の方向（ 3 ） 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティにおける地域づくり活動の促進

具体的施策 1 地域における慣習の見直し

誰もが暮らしやすい地域コミュニティの形成に向けて、男女共同参画の視点に立って、「男性/年長者/地元出身者優位」などの風潮や、地域活動での性別による固定的な役割分担など、地域における慣習の見直しを働きかけます。

実施事業	関係課
地域の慣習についての実態把握	市民協働課
市政事務嘱託員への研修	総務課
自治公民館運営研究会における研修	市民協働課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
出前講座（男女共同参画）	市民協働課
各団体の機関紙（自治会だより等）でのPR	市民協働課

具体的施策 2 自治会活動と組織の見直し

自治会活動が地域の課題を解決するためのものであるよう見直すとともに、そのときどきの活動内容に合わせた組織で活動ができるよう組織の見直しを働きかけます。

実施事業	関係課
自治会活動に携わる人への広報・啓発	市民協働課
地域コミュニティ計画策定に対する支援	市民協働課

具体的施策 3 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の実施に向けた支援

地域づくり活動に従事する人に対して、男女共同参画の視点に立った活動の重要性について啓発するとともに、地域の人々の生活課題の解決をめざす活動への取組を働きかけます。また、その手法を学ぶ機会を提供します。

実施事業	関係課
市政事務嘱託員への研修	総務課
自治公民館運営研究会における研修	市民協働課
地域コミュニティ計画策定に対する支援	市民協働課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
出前講座（男女共同参画）	市民協働課
地域づくり活動の手法を学ぶセミナー（男女共同参画の視点から）	市民協働課
提案公募型補助事業	市民協働課
先進事例の紹介	市民協働課

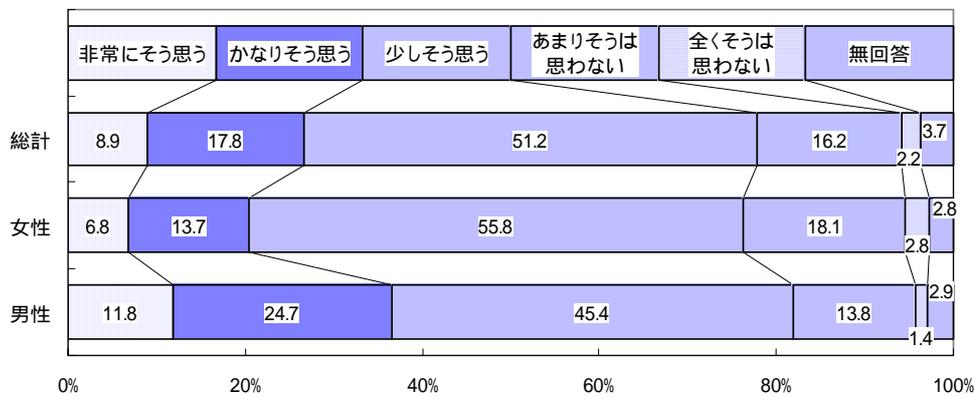
具体的施策 4

男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を担う人材の育成

男女共同参画の視点や、地域の人々の生活課題の解決をめざす活動を実践する力量を身に付けるための学習機会を提供します。

実施事業	関係課
男女共同参画基礎講座	市民協働課
出前講座（男女共同参画）	市民協働課
地域づくり活動の手法を学ぶセミナー（男女共同参画の視点から）	市民協働課

社会貢献の意欲（日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思うか）（指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 18 年指宿市）





第5章

計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。

(2) 市民との連携協力

男女共同参画推進懇話会の機能発揮

男女共同参画推進懇話会は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・検討を行い、市長に提言するなど、その役割は重要です。本計画の進捗状況についての評価を行うなど、推進懇話会の機能が十分発揮できるように努めます。

男女共同参画推進サポーター（仮称）の設置

男女共同参画推進サポーターを育成し、市民一人ひとりに届く地域に根ざした広報・啓発活動に取り組みます。

(3) 庁内推進体制の充実

男女共同参画推進会議の機能発揮

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、庁内各部署の連携があってはじめて実現に向かいます。市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進会議の機能の発揮を図ります。

男女共同参画推進担当課の機能発揮

男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進懇話会」「男女共同参画推進会議」の機能発揮のために事務局機能を果たします。企画調整機能を発揮し、より一層の取組を進めます。

男女共同参画推進員（課長級）及び推進担当者（実務レベル）（仮称）の設置

男女共同参画基本計画を総合的、計画的に推進するために、「男女共同参画推進員」を各部署に配置し、計画の全庁的な推進を図ります。また、推進員は、各部署における施策の企画立案・実施の際に、男女共同参画の視点を組み入れるようはたらきかける役割も担います。

2 施策の総合的推進

(1) 「男女共同参画基本計画」の進行管理

「男女共同参画基本計画」に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、定期的に進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。

(2) 調査研究，情報収集・提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。

(3) 施策策定等に当たっての配慮

男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があります。市が施策を企画立案し、事業を実施するあらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮します。そのために職員の意識啓発を行います。

指宿市の男女共同参画社会への推進体制

